

尼崎市総合計画

(仮称)まちづくり基本計画(素案)

## 《 目 次 》

	ページ
1 策定の趣旨	2
(1) 施策の方向性を示す	2
(2) 各主体の役割について考え方を示す	2
(3) 計画の進め方を示す	2
2 計画の期間	2
3 施策体系	3
(1) マトリックス型の施策体系	3
(2) 施策間の連携	3
(3) 施策の概要	5
4 施策別の取組（各論）	7
・ 施策の見方	7
・ 施策ごとの取組（20施策）	9
・ ありたいまちに向けた各施策の取組一覧	49
5 計画における主要取組項目	54
(1) 主要取組項目について	54
(2) 主要取組項目の取り扱い	54
(3) 主要取組項目に関する施策間の連携	54
1 人づくりと市民活動の振興	55
2 市民の健康と就労の支援	55
3 産業活力とまちの魅力の向上	56
4 まちの持続可能性を高める	56
6 行政運営	57
(1) 財政健全化の取組	57
(2) 行政改革の取組	57
(3) 情報発信と市民の市政参画の促進	58
7 計画の推進	59
(1) 施策の評価	59
(2) 施策の重点化等	59
8 共通する基本的事項に関する考え方	61
(1) 人口	61
(2) 土地利用	61

## 1. 策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、「まちづくりの方向」を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、こうしたまちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

### (1) 施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」に近づくための課題と取組の方向性を、「施策」として示しています。

### (2) 各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」をめざしてまちづくりを進めていくに当たって、この計画が、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただくきっかけとなるよう取り組んでいきたいと考えています。

### (3) 計画の進め方を示す

計画を着実に進めていくための考え方を示すとともに、行政として計画を進める上で特に力を入れて取り組む項目や、自律的な自治体運営を持続していくための考え方を示しています。

## 2. 計画の期間

平成25年(2013年)から平成29年(2017年)までの5年間とします。

社会経済情勢の変化に対応していくため、計画期間をまちづくり構想前半の5年間とし、「ありたいまち」をめざした取組の方向性や効果を検証した上で、後期計画の策定に引き継ぎます。

### 3. 施策体系

#### (1) マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す4つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と4つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を4つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

#### (2) 施策間の連携

行政が仕事を進める上で、4つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

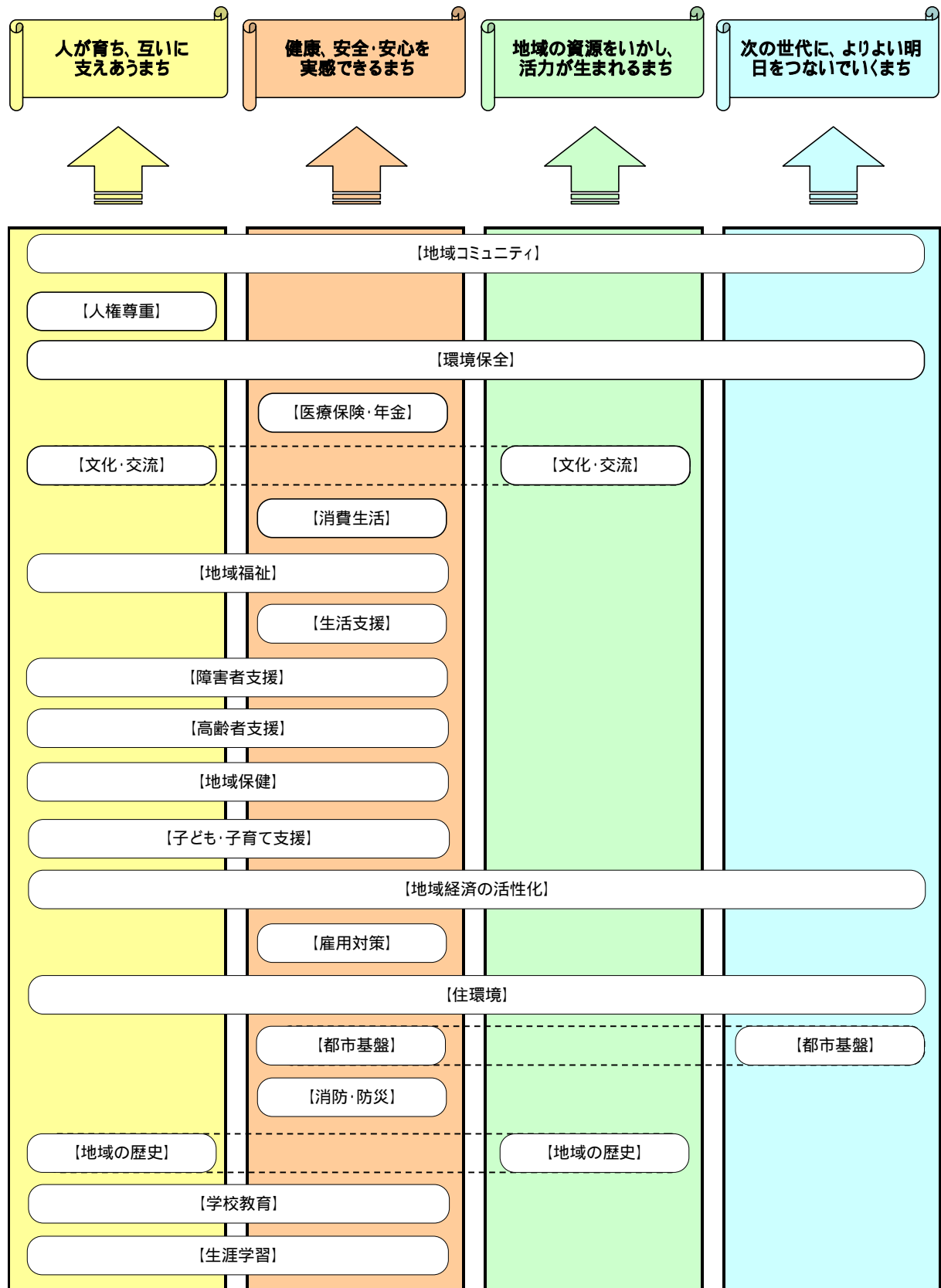
たとえば、人材を育成する部門（教育等）は、育った人材を活用する部門（産業部門や地域振興部門等）につないでいくこと、また、人材を活用する部門はどのような人材が求められているかを、人材を育成する部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

まちづくり構想においても、これからのまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」としています。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場等、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を発揮していくことが必要です。

こうしたことから、個々の施策において具体的取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に関係するさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識して取組を進めていきたいと考えています。

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）



### (3) 施策の概要

計画を構成する施策名称とその概要を一覧にしたものです。

	施策名称	施策の概要	該当分野
1	みんなの支えあい で地域が元気なまち	立場や特性の異なるさまざまな主体(市民、市民活動団体、事業者、行政)が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。	・市民協働 ・コミュニティ活動 ・地域自治
2	人権文化の息づく まち	すべての市民が本市のまちづくりに積極的なかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、国際理解の推進、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会において主体的に参加・参画するまちをめざします。	・人権尊重 ・多文化共生 ・男女共同参画
3	環境と共生する持 続可能なまち	市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全等に取り組み、未来の子どもたちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。	・地球温暖化の防止 ・循環型社会の形成 ・生物多様性の保全 ・生活環境の保全
4	安定した医療保険 で市民生活を支え るまち	健康な生活を支える国民健康保険等の医療保険制度を将来にわたって継続的かつ安定的に運営していくとともに、国が運営する国民年金制度に関する相談業務を行うなど、国と連携した取組を通じて市民生活の安定を図り、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし社会に参画し続けられるまちをめざします。	・国民健康保険 ・国民年金
5	地域の魅力を磨 き、人を惹きつけ るまち	市民が尼崎の魅力やよいところを知るとともに、多様な文化的背景を持つ人々による自由な交流が広がり、新たなものを生み出す創造力と活力にあふれたまちづくりを進めることで、多くの人を訪れたい、働きたい、住みたいと思う魅力あるまちをめざします。	・文化振興 ・交流 ・観光
6	安心して消費生活 を送れるまち	市民が安全で安心できる豊かな消費生活を送ることができるよう、情報化やグローバル化による消費生活の複雑多様化に、市民自らが関心を持ち消費者被害に備えることにより、消費者問題の未然防止や解決を図っていきます。 また、食の「安全・安心」という面において、地方卸売市場を通じた生鮮食料品の安定供給等により、市民の食生活を継続的に支えていきます。	・消費者保護 ・地方卸売市場の活性化
7	誰もが地域でその 人らしく暮らせる 福祉のまち	市民が主体的な関心を持ち、事業者や市とともにみんなで地域福祉をはぐくむことによって、地域に住むすべての人がその人が望むその人らしい生活を地域で送り続けながら、孤立することなく、安全に、安心して暮らせる地域福祉社会をめざします。	・地域福祉
8	生活に課題を抱え る人が安心して暮 らせるまち	失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、離婚等子どもの養育環境にも影響を与える家庭内の課題が増加している中で、生活に課題を抱える人が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。	・生活支援 ・自立支援 ・児童虐待防止
9	障害のある人が地 域で自立して暮ら せるまち	誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる社会をめざします。	・障害者福祉
10	高齢者が地域で安 心して暮らせるま ち	高齢者の生活様式や考え方や価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会」をめざします。	・高齢者福祉 ・介護予防 ・介護保険

11	いきいきと健康に安心して暮らせるまち	市民が健康や保健医療についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で市民の健康づくりを支えることで、一人ひとりが心身ともに健康に生涯を通じていきいきと暮らせるまち、ライフステージやその人々に応じた適切な保健医療サービスを安心して受けられるまち、生活衛生面で快適に安心して過ごせるまちをめざします。	・地域医療 ・健康づくり ・保健・衛生
12	健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	子どもが健やかに育つ上で重要な家庭における子育て力を高めるとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに育つ社会をめざします。	・子ども・子育て支援 ・青少年の健全育成
13	地域経済の活性化による、にぎわいのまち	本市の「ものづくり都市」としての発展を支えてきたさまざまな社会経済活動が、相互に関連しあいながら地域を支え続けていくことができるよう、ものづくり産業の技術開発支援や操業環境の維持・保全に努めます。また、市民生活を支える商業活動の支援等を進めることで、人・資金・情報が活発に行き交う地域経済の活性化に取り組みます	・産業人材育成 ・中小企業支援 ・産業立地 ・商業支援
14	能力をいかし、いきいきと働けるまち	市民が安心して働き、自立した安定的な暮らしを送ることができるよう、また、市内企業にとって将来の事業運営を担うべき優れた人材を確保できるよう、企業等の協力を得ながら、市民自らが職を得て働く力を高め、働く機会を得るため支援するとともに多様な働き方支える環境づくりを進めます。	・就業支援 ・就労環境整備 ・職業教育
15	暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちを実現していくため、市民自らが関心を持ち、身近な地域でのつながりをいかしながら、住まいの質の向上や美しいまちなみの保存・活用等に取り組むことで、誇りや愛着を持つことができる良好で魅力ある住環境をめざします。	・住環境整備 ・市営住宅の管理 ・公園・緑地・街路樹等の整備と管理 ・景観の保全
16	安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	市内の道路網の強化や円滑な交通の流れの確保、総合的な地域交通体系の構築、治水機能の強化や密集市街地の改善、防災対策等への市民意識の啓発等とともに、既存の社会基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組み、災害に強く、利便性と安全性が確保されたまちをめざします。	・都市インフラ
17	消防・防災体制が充実したまち	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民が強く連携し、日常の災害や大規模災害に立ち向かう地域防災力を身に付けたまちをめざします。	・消防・救急 ・防災対策
18	歴史遺産を守りいかすまち	市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、本市の歴史や文化財等の地域資源の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることをめざします。	・地域の歴史 ・文化財の保存と活用
19	生きる力をはぐくむ教育のまち	生きる力を備えた子どもをはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指す学校教育を展開するとともに、家庭、地域、学校園が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が整備・充実したまちをめざします。	・学校教育
20	生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。 また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざします。	・社会教育 ・スポーツ振興

## 4. 施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という4つの目標を共有しています。各施策は、4つの「ありたいまち」のうち、1つ以上に対して、どのような取組を進めるのかを示しています。

ここでは、「施策」として「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、「その活動に対して行政として支援できること」

### 各論の構成（施策の見方）

1. 課題と活用できる資源  
施策をとりまく現状と課題について整理しています。  
尼崎市ならではのものを  
中心に、市民・事業者・行政  
で活用できる資源を記載し  
ています。

画像は最終のものに  
張り替える。

#### 1 【地域コミュニティ】

##### 施策01 多様な主体が支えあう地域づくり

立場や特性の異なる様々な主体（市民、市民活動団体、事業者、行政）が、お互いを認め、分かれ、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、くらしやすく、魅力のある地域社会の実現を目指します。

##### 1. 課題と活用できる資源

###### 【本市の課題】

- ・情報化の進展や生活利便の向上など、行動が変化し、近所づきあいや連帯感の低下に伴い、地域で孤立する人が増加している。防災意識の低下や、大震災を教訓とした防災意識の低下など、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、強化していくことが課題となっています。
- ・また、まちの美化をはじめ、防災・防災、子育て、福祉など地域の課題が多様化し、これらの解決にあたって、市民自らが地域を良くしようという意識は欠かせないものです。
- ・本市でも、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会の担っています。地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中などの課題があるほか、全体的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率が減少傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、様々な主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- ・市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。

###### 【活用できる資源】

- ・本市で在住、在勤、在学、活動している市民個人や公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む非営利活動団体、企業市民としての役割を果たすべく社会貢献活動を行う事業者

##### 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
互いに支えあうまち	◇多様な主体で構成・運営されるコミュニティづくりを進めます。 ◇市民の市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。 ◇地域コミュニティ活動を担っていくリーダーや団体の育成を進めます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	◇防災や防災、健康づくりなどをテーマとした地域活動などにより、安心・安全の地域社会の形成を促進します。
(3) 地域の資源をいかした活力あるまち	◇風土や文化を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活性化を図る中で、地域の魅力を高めていきます。
(4) 次の世代によりよい明日をつないでいくまち	◇自治によるまちづくりの仕組みを学び、参加するきっかけを作っていくためのシチズンシップ教育を進めます。

2. 施策の展開方向  
4つの「ありたいまち」のうち、この施策と関係性の高いものについて、それぞれの「ありたいまち」の実現に向け、この施策が「どのように貢献していくか」という視点で、施策を展開していく方向を整理しています。



も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくに当たって、この記載内容をきっかけに、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただきたいと考えています。

### 3. 各主体の役割

施策の展開方向に関する行政の役割を記載しています。

また、市民や事業者の皆さんに期待される役割、その取組が進むように行政が支援することについても記載しています。

たとえば、「行政(市)」の欄に、「( )」等の記載がありますが、これは上段の「市民・事業者等」の欄の「 」の取組の支援等をするための行政の取組をあらわしています。

3. 各主体の役割	
市民・事業者等	① 近所づきあいや地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。 ② 地域で活動する様々な団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。 ③ 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子ども達の地域への愛着を育みます。 ④ 学校や町会・公民館等と連携し、地域課題の解決に取り組むための取組を進めます。 ⑤ 地域の課題やニーズを把握し、地域課題の解決に取り組むための取組を進めます。
行政(市)	■地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向けた支援、地域の自然や人材・歴史・文化の活用による地域課題の解決に向けた支援。 ■市民の市政参画を進めるしくみづくり (⇒②) 積極的・的確な情報提供、住民からの政策提案機能を高める仕組みづくり、様々な段階での住民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組みます。 ■地域コミュニティ活動を担う人材の育成 (⇒③) 職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。 ■市民の安全安心の増進 (⇒④⑤) 地域の自主的な防災・防災活動への支援、特に災害時支援が必要な人たちが安全に避難できるような仕組みづくり等に共に取り組みます。

画像は最終のものに張り替える。

### 4. 指標

施策の取組状況を測る「ものさし」として、数字で示される値です。

毎年度の施策評価において、この値の推移を見ながら、施策の展開状況の振り返りを行います。

4. 指標			
指標名	解説	策定時の値	方向性
市政に対して関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業などに参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。		↑
行政との協働事業の件数	・市とNPO等が協働して、地域の課題解決に向けた取り組みを行う事業の件数です。		↑
社会福祉協議会の加入率	・本市において、町内会、自治会の機能を果たす社会福祉協議会の加入率です。	99.4[%]	↑

### 5. 分野別計画

協働のまちづくりの基本方向 (019年度～)、あまがさきし地域福祉計画 (023～28年度)、尼崎市の育成支援対策推進行動計画 (017～26年度)

### 6. 分野別計画

尼崎市が策定している個別の計画について、この施策に関連する計画をまとめています。

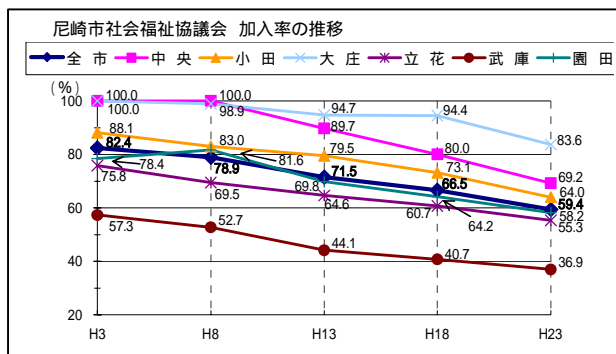
## みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体（市民、市民活動団体、事業者、行政）が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化する中、高齢化社会の進行に伴い地域で孤立する高齢者や、子どもの見守り活動、大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」を強めていくことが課題となっています。
- ・また、まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉等地域の課題が多様化し、これらの解決に当たって、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- ・本市でも、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っています。地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携する中で自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- ・市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。



#### [活用できる資源]

- ・自治会機能と一体となった社会福祉協議会組織、主体的・自主的に社会貢献活動などに取り組む市民やNPO、企業市民としての役割を果たすべく社会貢献活動を行う事業者 など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	多様な主体で構成・運営されるコミュニティづくりを進めます。 市民の市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。 地域コミュニティ活動を担っていくリーダーや団体の育成を進めます。
(2) 健康、安全 ・安心を実感できるまち	防犯や防災、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安心・安全の地域社会の形成を促進します。
(3) 地域の資源をいかし、 活力あるまち	風土や文化を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活性化を図る中で、地域の魅力を高めていきます。
(4) 次の世代に、よりよい 明日をつないでいくまち	シチズンシップ教育や地域活動団体のネットワーク化等を行い、自治によるまちづくりを継続していくしくみを構築します。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>近所づきあいや<b>町会・自治会活動</b>、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。</p> <p>地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。</p> <p>地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。</p> <p>学校や警察等と連携して、地域住民による見回り活動・パトロール等の防犯活動を進めます。</p> <p>地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。</p>
行政(市)	<p>地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加支援、身近な地域におけるさまざまな団体間の連携のしくみづくり等に取り組みます。</li> </ul> <p>市民の市政参画を進めるしくみづくり ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的・的確な情報提供、住民からの政策提案機能を高めるしくみづくり、さまざまな段階での住民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組みます。</li> <li>・<b>各地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、住民と行政又は住民同士の交流や活動の機会の提供に努めます。</b></li> </ul> <p>地域コミュニティ活動を担う人材の育成 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。</li> </ul> <p>市民の安全安心の増進 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自主的な防災・防犯活動への支援、特に災害時に支援が必要な人たちが安全に避難できるようなしくみづくり等にとともに取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
市政に対して関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業等に参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。		↑
行政との協働事業の件数	・市とNPO等が協働して、地域の課題解決に向けた取組を行う事業の件数です。		↑
社会福祉協議会の加入率	・本市において、 <b>市内最大の住民自治組織である</b> 社会福祉協議会の加入率です。	59.4[%]	↑

### 5. 分野別計画

協働のまちづくりの基本方向(H19年度～) あまがさきし地域福祉計画(H23～28年度) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(H17～26年度)

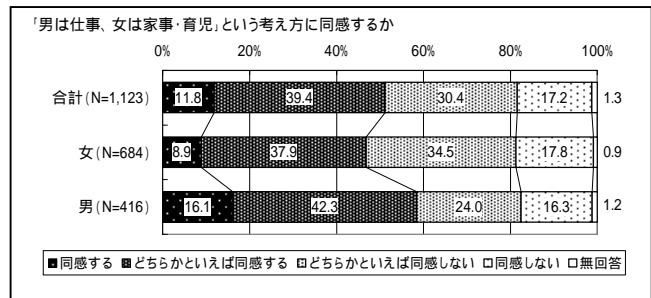
## 人権文化の息づくまち

すべての市民が本市のまちづくりに積極的なかかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、国際理解の推進、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会において主体的に参加・参画するまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・同和問題や外国人、女性、障害のある人等に対する差別意識や偏見は依然として残っており、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっています。
- ・子どものいじめや虐待のほか、インターネットによる人権侵害等の新たな人権問題への対応が課題です。
- ・在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解し、ともに生きる多文化共生型社会を築くほか、世界平和を願う意識をはぐくみ、一層の国際理解を進めることが課題です。
- ・男女が対等な立場で社会に参画する上での阻害要因となっている男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題です。



#### [活用できる資源]

- ・人権推進に取り組む人材（人権啓発推進員、人権教育指導者、人権啓発推進リーダー、人権啓発オピニオンリーダー等）男女共同参画社会づくりを推進する拠点である女性・勤労婦人センター（女性センター・トリピエ）男女共同参画推進員、男女共同参画推進事業者、女性センターを利用する市民グループ など
- ・関係団体等（尼崎人権啓発協会、尼崎市人権・同和教育研究協議会、尼崎ユネスコ協会 等）

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	<p>自尊心や人権思想の普及・高揚を図り、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。</p> <p>市民・事業者と行政の協働による人権教育の啓発活動への転換を図ります。</p> <p>市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。</p> <p>人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。</p> <p>男女が対等な立場で社会に参画する男女共同参画社会の実現をめざします。</p> <p>平和を尊び願う心を育てます。</p>

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>人権問題や国際化問題、男女共同参画を自分自身の課題として受け止め、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、学習会や活動に自発的に参加・協力します。</p> <p>地域活動への協力や積極的な参加を通じて、地域に根ざした人権問題解決や男女共同参画社会づくりのための意見やアイデアを市に提言します。</p> <p>日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いに認めあい、理解しあいます。</p> <p>男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、また、男女がともに働きやすい環境をつくります。</p> <p>事業者等においては、安全で働きやすい職場づくりを徹底し、仕事と生活の調和を推進していくとともに、従業員に対して人権教育を行うなど、人権に配慮した行動を行います。</p>
行政(市)	<p>人権問題の啓発と人権教育の取組 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の涵養、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組みます。</li> </ul> <p>人権侵害の防止と被害者への支援 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組みます。</li> </ul> <p>多文化共生社会の実現 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な文化・伝統に対する理解の推進等に取り組みます。</li> </ul> <p>男女共同参画社会の実現 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確立に向けた条件整備、ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
人権問題にかかわる市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を対象に実施するアンケートで、職場や地域等の身近なところで「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した市民の割合です。</li> </ul>		↓
啓発事業への参加者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習会や講演会、人権イベント等への市民の参加者数です。</li> </ul>		↑
性別による固定的な役割分担に対する市民意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を対象に実施するアンケートで、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担に同感しない割合です。</li> </ul>	47.6[%]	↑

### 5. 分野別計画

尼崎市人権教育・啓発推進基本計画（H23～32年度）、尼崎市国際化基本方針（H6年度～）  
 第2次尼崎市男女共同参画計画（H24～28年度）、尼崎市配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～28年度）

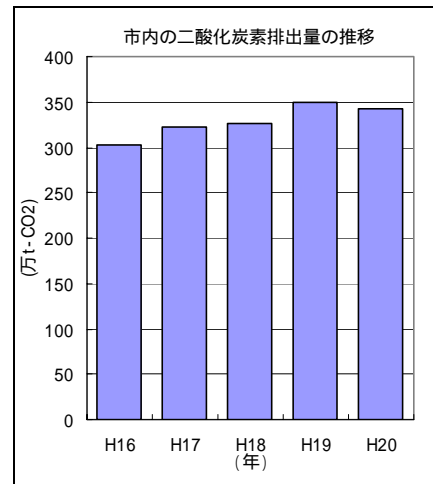
## 環境と共生する持続可能なまち

市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全等に取り組み、未来の子どもたちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- 本市の環境は、これまでの活発な市民活動や事業者や行政の取組により、大きく改善されてきました。現在もさまざまな環境活動が行われており、こうした取組やその成果を情報発信していくとともに、より活性化させていくため、人材の育成や、さまざまな活動をつなげていくことが課題です。
- 生活環境の保全はもとより、温室効果ガスの低減や、資源やエネルギーの循環的利用等による循環型社会への転換等、環境への負荷低減に向けて、事業者の生産活動や家庭での日常生活等のさまざまな側面からの取組を進めることが課題です。
- 自然環境や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全を図っていくことが必要です。特に、早くから都市化が進んだ尼崎市においては、これまでの保全活動により守られてきた貴重な自然林や新たに創造される臨海部の緑地等、自然環境を次の世代へ継承していくことが課題です。



#### [活用できる資源]

- 猪名川自然林の保全等環境活動に取り組む市民、環境に配慮した事業活動を行う企業、学校をはじめとする公共施設等の緑地、運河や河川等の水辺空間、尼崎21世紀の森構想における取組、自転車利用に適した平坦な市域 など

### 2. 施策の展開方向

(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	環境保全・創造に取り組む人やグループの活動、それらをつなぐネットワークの形成を支援し、新たな人材の育成と活動の広がり、強化を促すとともに、一人ひとりの意識の醸成を図ります。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	良好な生活環境を保全し、市民の健康を守ります。
(3) 地域の資源をいかし、活力あるまち	身近な自然や生態系を守り、生物多様性を保全します。 運河、河川や緑地等、地域の資源をいかした水と緑の回廊をつくります。
(4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	地球温暖化を防止するため、温室効果ガスを削減し、低炭素型のまちづくりを進めます。 自然環境の保全や循環型社会の形成に向けた取組を進めます。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>地球温暖化の防止や循環形社会の形成等について学び、自ら行動します。</p> <p>ごみの発生・排出の抑制に努めるとともに、排出されるものについては再資源化やエネルギーの有効活用に努めます。</p> <p>家庭や事業所で、省資源・省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、壁面緑化や屋上緑化等によるヒートアイランドの抑制等、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めます。</p> <p>エコドライブ運転や環境に配慮した製品の購入等、環境に配慮した生活スタイルを心がけます。</p> <p>身近な自然や生き物を大切に、生物多様性の保全活動に取り組みます。</p>
行政（市）	<p>環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動の推進、情報共有に向けた情報発信・集約、環境保全に取り組むコミュニティの醸成等に取り組みます。</li> </ul> <p>地球温暖化問題への対応（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設への自然エネルギーの率先導入、環境マネジメントシステムの活用、環境に配慮した事業活動の支援、環境産業の支援等を進めます。</li> </ul> <p>循環型社会の形成（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ持続可能な一般廃棄物の処理システムの構築、未活用の資源やエネルギーの活用方策の検討等を進めます。</li> </ul> <p>生活環境の保全（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等への指導・規制、環境監視等を実施します。</li> </ul> <p>自然環境・生物多様性の保全（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全活動の推進や支援等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
一世帯あたりの二酸化炭素の年間排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内から排出される温室効果ガスのうち、99%が二酸化炭素です。</li> <li>・本市では、平成 32 年までに家庭からの二酸化炭素排出量を平成 20 年比で 25%以上削減することをめざしています。</li> </ul>	3,600 [kg/世帯・年]	↓
市民 1 人一日当たりのごみの排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民 1 人一日当たりの「燃やすごみ」の排出量についての指標です。本市では、平成 32 年度に「燃やすごみ」を 480 (g / 人・日) まで減らすことをめざしています。</li> <li>・この目標の達成等、ごみの焼却対象量を減らすことで、平成 37 年に耐用年数を迎える焼却施設の建て替えが不要となります。</li> </ul>	520 [g / 人・日]	↓
身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査において、「生物多様性の保全を意識した取組を行っている」と回答した市民の割合です。</li> </ul>		↑

### 5. 分野別計画

尼崎市環境基本計画（H15～37 年度）、第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（H23～32 年度）、尼崎市環境教育推進基本計画（H4 年度～）、一般廃棄物処理基本計画（H23～32 年度）、分別収集計画（H23～27 年度）、緑の基本計画（H11～30 年度）、尼崎 21 世紀の森構想（H14 年度～）

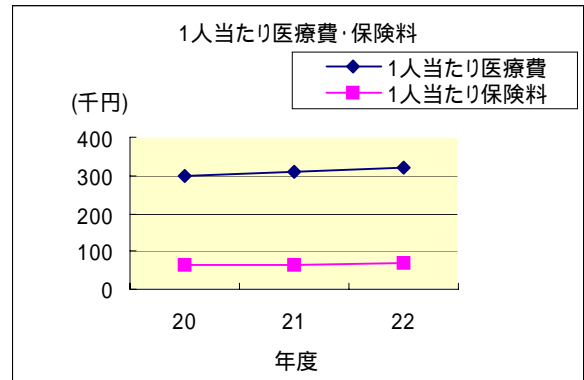
## 安定した医療保険で市民生活を支えるまち

健康な生活を支える国民健康保険等の医療保険制度を将来にわたって継続的かつ安定的に運営していくとともに、国が運営する国民年金制度に関する相談業務を行うなど、国と連携した取組を通じて市民生活の安定を図り、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし社会に参画し続けられるまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・高齢化や生活環境の変化等により、生活習慣病が増加しており、国民健康保険における療養給付の費用が増加する傾向にあります。
- ・また、急速な少子高齢化の進展や低所得者の増加等を受け、国民健康保険制度の運営は厳しい状況となっています。
- ・尼崎市では現役世代における死亡割合が他都市と比較して比較的高く、平均寿命が短い傾向にあります。
- ・健診・保健指導を通じて生活習慣病の予防と重症化予防を図り、被保険者の健康増進と制度の安定的な運営との両立が課題です。
- ・被保険者自身の生活習慣の改善や保険料の納付等を促すため、また、無年金者の発生を防止するため、医療保険制度や国民年金制度のしくみや社会的役割等に対する市民の認知と理解を深めていく必要があります。



国民健康保険 1人当たり医療費と保険料の状況

(単位:円)

年度(平成)	20年度	21年度	22年度
1人当たり医療費	299,216	309,975	321,132
1人当たり保険料 (医療分)	63,384	62,752	66,577

#### [活用できる資源]

- ・本市が独自で実施している生活習慣病予防健診・保健指導や「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」の取組・ノウハウの蓄積、尼崎市医師会・大阪大学・国等との連携による新たな予防対策に向けた研究事業、生活習慣病予防をめざす市民をサポートする事業者 など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	<p>健診・保健指導を通じて生活習慣病の予防と重症化予防に取り組み、医療費の適正化をめざします。</p> <p>国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。</p> <p>国民年金制度の運営に当たっては、国等と連携し無年金者の発生防止に努めます。</p>



### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>生活習慣病予防のための健診や保健指導を活用し、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」の健康指標の達成をめざし、自ら健康の維持、増進に努めます。</p> <p>事業者は生活習慣病予防を目指す市民をサポートする環境づくりをします。</p> <p>医療制度や国民年金制度の趣旨を理解し、制度の適正な利用や保険料の納付に努めます。</p>
行政(市)	<p>被保険者の健康増進による医療費の適正化 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診・生活習慣病予防健診や保健指導、健康についての学習機会の提供、市民の健康実態の分析と情報の提供等に取り組みます。</li> </ul> <p>国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の安定的な運営 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険にかかる被保険者資格の管理、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料収納対策の推進、制度周知・広報等を実施します。</li> </ul> <p>国等と連携した国民年金制度の運営 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の運営者である国や、他の関係機関と連携を図りながら、国民年金にかかる被保険者資格の管理や相談業務、制度周知・広報等を実施します。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
生活習慣病の重症化による高額な医療費の発生件数の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の重症化した状態である脳・心血管疾患によって発生する高額な医療費を適正化するため、健診・保健指導に加え、重症化予防対策等、各種保健事業を実施します。</li> <li>・これらの評価については、医療費の発生件数のうち、脳・心血管による高額医療費の割合を指標とし、その減少をめざします。</li> </ul>	21[%]	↓
特定健診・保健指導の受診率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率は、国民健康保険の特定健診対象者のうち、特定健診を受診した方の割合です。</li> <li>・保健指導実施率は、特定健診を受診した方のうち、保健指導を受けた方の割合です。</li> <li>・医療費の適正化に向けた生活習慣病予防の取組を進めていくため、これらの指標の向上をめざします。</li> </ul>	特定健診受診率 32.9[%] ----- 保健指導実施率 45.4[%]	↑
国民健康保険料の口座振替加入率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の安定的な運営に寄与するため、保険料の口座振替の促進を図ります。</li> </ul>	国民健康保険料 44 [%]	↑

### 5. 分野別計画

尼崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画（H20～24年度）

## 地域の魅力を磨き、人を惹きつけるまち

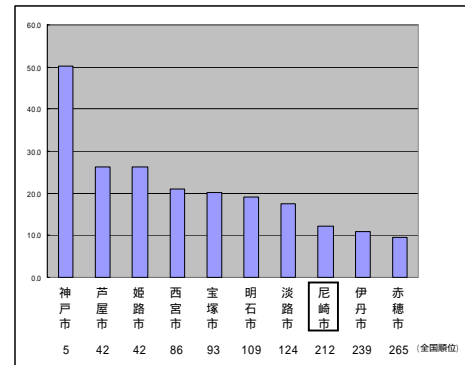
市民が尼崎の魅力やよいところを知るとともに、多様な文化的背景を持つ人々による自由な交流が広がり、新たなものを生み出す創造力と活力にあふれたまちづくりを進めることで、多くの人が訪れたい、働きたい、住みたいと思う魅力あるまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- 産業都市や歴史ある城下町等のさまざまな顔を持つ尼崎市には、本市ならではの地域資源や多様な人々、これらをいかした市民活動といった、まちとしての魅力が潜在しています。こうした魅力を発見・再認識し、まずは市民自らが地域に愛着と誇りを持つことが大切です。
- まちの魅力と活力を高めていくため、これまでに築いてきた市民文化の基盤をいかしながら、文化の担い手の連携や地域文化の保存や発信に努め、地域の文化芸術活動を活性化させることが課題です。
- 尼崎で生活している市民が感じている、まちとしての魅力やよさが、市外に向けては十分に発信できていない面があります。シティプロモーションの観点から、尼崎市の魅力を市外に向けて戦略的・効果的に情報発信し、まちのイメージの向上に積極的に取り組んでいくことが課題です。

民間調査会社による「地域ブランド力」の評価結果  
(兵庫県内上位10市)



(株式会社ブランド総合研究所「地域ブランド調査2011」を加工)

#### [活用できる資源]

- 寺町や近松等の尼崎ならではの歴史的資源やこれらをいかした取組、工場や運河等の産業観光資源、中央・三和・出屋敷商業地区をはじめとする商業集積、さまざまな地方の出身者がもたらした文化の蓄積、メイドインアマガサキ等の地域資源をいかした独自の取組、姉妹都市アウクスブルク市、友好都市鞍山市、全国大会が開催される等盛んなスポーツ活動、お笑いを育んできた風土、など
- 関連団体等(尼崎市総合文化センター・尼崎市国際交流協会等の各種国際交流団体 等)

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携を促進します。
(3) 地域の資源をいかし、活力あるまち	地域の資源をいかした新たな魅力づくりに取り組みます。 地域の魅力を磨き、市民が愛着と誇りを持てるまちをめざします。 尼崎のまちの魅力を戦略的に発信し、イメージの向上を図ります。 地域の資源をいかした市内外の交流を進めます。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>文化事業や地域の催しへの積極的な参加等を通して、身近なまちの魅力を再認識・発見するよう努めます。</p> <p>一人ひとりがプロモーション役として、わがまちの魅力を伝えるよう努めます。</p> <p>さまざまな活動を行うに当たっては、まちの魅力アップや活性化を意識します。</p> <p>事業者は尼崎ならではの魅力を備えた商品やサービスの提供に努めるとともに、これらの積極的な情報発信を行います。</p> <p>国際交流の機会を活用します（姉妹都市、友好都市の相互訪問や留学生・訪問団のホームステイ受入等）。</p>
行政(市)	<p>地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携の促進（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層に地域文化の魅力を伝えるとともに、文化資源の保存、文化活動を行う市民や事業者の連携が進むよう支援します。</li> </ul> <p>地域の資源をいかした新たな魅力づくり（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市の資源や特性を探し、組み合わせや加工の工夫により、その価値を高めます。</li> </ul> <p>尼崎への愛着と誇りの醸成（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活現場や地域活動、事業活動において、地域の資源を見出し、磨き、活用する取組を支援します。</li> </ul> <p>戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シティプロモーションの考え方に立った、まちの魅力の戦略的な発信等に取り組みます。</li> <li>情報の発信に当たってのネットワークづくりに取り組みます。</li> </ul> <p>地域資源を活用した市内外の交流推進（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外からの来訪者が尼崎の地域資源に直接触れ、魅力を実感する機会を増やすために「来訪者の動き」を意識して、地域の資源をつなげていきます。</li> <li>・姉妹都市・友好都市をはじめとする諸外国との市民主体の交流支援、外国人市民への情報提供や文化・スポーツ・教育・環境・経済等さまざまな分野での交流に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
尼崎市のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内居住者を対象としたアンケート調査を行い、本市の都市イメージがよくなったと回答した市民の割合です。</li> <li>・シティプロモーションの考え方に立った、まちの魅力を戦略的に発信できたかを測る指標として、都市イメージの向上をめざします。</li> </ul>		↑
市内の観光客入込客数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館・公園等の観光拠点やホテルの利用者、祭りの参加者等の数であり、地域にどれだけの来訪者があつたかを示す指標です。</li> <li>・市内での活発な地域活動や情報発信が行われ、市域外とどれだけ交流が行われたかを測る指標として、増加をめざします。</li> </ul>	1,855,615[人]	↑
総合文化センターの利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化拠点施設である「尼崎市総合文化センター」のホールや施設の利用者数です。</li> <li>・市内における文化芸術活動の活発さや市民の関心度を測る指標としてとらえ、増加をめざします。</li> </ul>	398,000[人]	↑

### 5. 分野別計画

尼崎市文化振興ビジョン（H7～37年度）、尼崎市国際化基本方針（H6年度～）

## 安心して消費生活を送れるまち

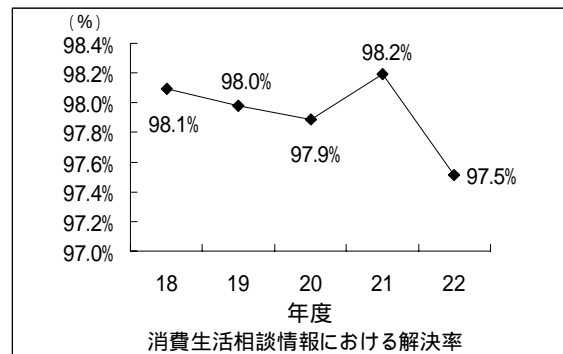
市民が安全で安心できる豊かな消費生活を送ることができるよう、情報化やグローバル化による消費生活の複雑多様化に、市民自らが関心を持ち消費者被害に備えることにより、消費者問題の未然防止や解決を図っていきます。

また、食の「安全・安心」という面において、地方卸売市場を通じた生鮮食料品の安定供給等により、市民の食生活を継続的に支えています。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・悪質商法や架空請求、食品の偽装表示問題といったトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっており、市民自らが知識と意識を持ち、消費者被害に遭わないよう備えることが必要です。さらに高齢者被害の防止のための啓発活動が、今後とも重要です。
- ・また、商品やサービス、取引形態の多様化等により、消費者被害が複雑多様化しており、消費者利益の保護のために、消費者被害の未然防止や被害者の救済といった行政による支援の取組の重要性が増しています。
- ・地方卸売市場を通じた生鮮食料品等の安定供給は、市民の食の「安全・安心」を支えてきました。しかし、近年、流通形態の多様化等により生鮮食料品の市場経由率が低下している中で、今後も地方卸売市場が市民の食生活を支える役割を担い続けるためには、場内業者の集荷・販売力等経営基盤の強化による取扱量の回復や、今後の卸売市場の機能や役割等についての検討が課題です。



#### [活用できる資源]

- ・市民の消費生活の安定・向上のための支援を行う消費生活センター、地域における消費生活に関する取組を行う「くらしのクリエイター」、地方卸売市場の施設及び場内業者 など
- ・関係団体等（尼崎消費者協会 等）

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	市民自らが消費者問題についての知識と関心を持ち、自立した消費者となることを促します。 市民の消費者としての利益の保護に努め、安心できる消費生活の実現をめざします。「安全・安心」な生鮮食料品の安定的な供給により、市民の食生活を継続的に支えていくことをめざします。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>市民自らが消費者問題について知識と関心を持ち、被害に遭わない消費活動に努め、自ら利益を守るよう努めます。</p> <p>訪問販売等の悪質商法による被害を防ぐため、地域や各種団体で高齢者等に対する見守りを行います。</p> <p>場内事業者は、卸売市場における集荷・販売力の拡大・向上に努めます。</p> <p>場内事業者は、卸売市場を活性化していくために必要な施設や設備の機能等を検討します。</p> <p>卸売市場の場内事業者や関係者がともに協力しあって、今後の卸売市場のあり方を検討していきます。</p>
行政(市)	<p>消費者問題についての情報発信や啓発の推進 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者問題についての情報発信や啓発、地域・各種団体との連携等に取り組みます。</li> </ul> <p>市民の消費者利益の保護 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費被害の未然防止や消費者紛争におけるあっせん、相談による被害者救済等に取り組みます。</li> <li>・適正な商取引等を支えるため、計量検査や家庭用品品質表示についての立入検査等を適切に行います。</li> </ul> <p>卸売市場の運営と情報発信 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内事業者の経営基盤強化支援、今後の市場のあり方の検討、食の安全に関する情報発信等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
消費生活講座に参加し理解できた市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度の消費生活講座の参加者アンケート回答者のうち、「理解できた」と回答した人の割合です。市民への消費問題についての啓発の効果を測る指標として、維持をめざします。</li> </ul>	95.8[%]	
消費生活相談における解決率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度の苦情相談件数の中で、消費者センターのかかわりにより一定の解決(助言・あっせん等)にいたった件数です。消費者の利益を守った実績を測る指標として向上をめざします。</li> </ul>	97.5[%]	↑

### 5. 分野別計画

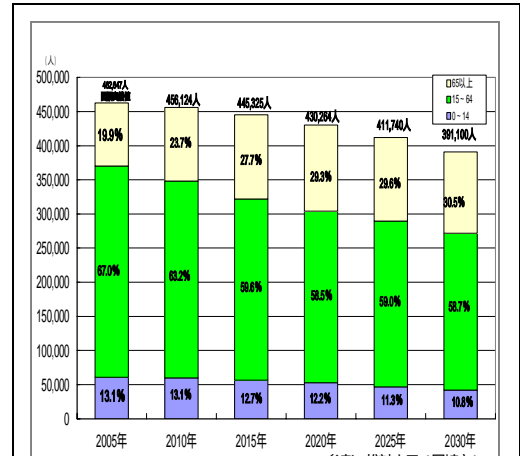
## 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち

市民が主体的な関心を持ち、事業者や市とともにみんなで地域福祉をはぐくむことによって、地域に住むすべての人がその人が望むその人らしい生活を地域で送り続けながら、孤立することなく、安全に、安心して暮らせる地域福祉社会をめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・ 少子高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- ・ 地域のつながりをいかした地域福祉の重要性は、高齢化が進む中で増していますが、地域福祉を支える人材も高齢化するなど、新たな担い手の確保が課題となっています。
- ・ 一方、ボランティアや自主的なサークル、NPO等多様な主体の活躍もみられます。これらを結びつけ、補いあうことで、よりよい効果につなげていくことが課題です。
- ・ 各地区を比較すると、南部地区は高齢化が進んでいる一方、近所づきあいがやや高い傾向にあるなど、地域の特性が見られます。市内の各地区における発展の形態や住環境等地域によって差があり、そうした中でその地域ごとの生活・福祉課題を把握していくことが必要です。
- ・ また、身近な生活の場での困りごとや孤立した不安など、制度の谷間・狭間にあるようなニーズを抱える人を地域で支えていくことも必要です。



#### [活用できる資源]

- ・ 自治会機能と一体となった社会福祉協議会組織、市内に多く点在する社会福祉施設等、地域の生活・福祉課題に取り組むボランティアグループ、地域の企業や商店等の事業者等、空き店舗等の地域の新たな活動拠点となりうる建物 など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	地域福祉活動を担う新たな人材と組織を育てます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	人々が孤立することなく健康で文化的な生活が送れるよう、地域の多様な主体によって地域生活を支える福祉コミュニティづくりに取り組みます。 地域住民だけの解決が困難な問題に対する、専門機関が連携した支援体制づくりに取り組みます。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>地域での活動を通じて、理解者を増やし、活動に参加する人が増えるよう努めます。</p> <p>地域での活動を通じて、住民同士お互いの顔が見える関係を築きます。</p> <p>生活・福祉課題を身近な生活圏域の中で共有できるように努めます。</p> <p>身近な地域の小地域福祉活動を広げられるよう住民等が一体となり取り組みます。</p> <p>自分たちの活動だけでなく、他の活動にも目を向けることで、連携等が出来るようにします。</p> <p>要援護者を発見し、専門機関等につなぐことに努めます。</p> <p>事業者は、利用者のためのサービスの質の確保・向上に努めます。</p>
行政(市)	<p>新たな人材と組織の育成支援( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活動する住民や団体等を支援します。</li> <li>・幅広い担い手の参画や円滑な世代交代が図られるよう、担い手の拡がりをつながりづくりを支援します。</li> </ul> <p>地域生活を支える福祉コミュニティづくり( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉についての全市民的意識啓発に取り組みます。</li> <li>・会館や空スペースの活用等、身近な拠点での活動を支援します。</li> <li>・住民や団体、当事者、事業者、NPO等、地域の多様な主体が参加して生活・福祉課題等を話しあう場の設置を促進します。</li> <li>・制度をまたがる課題や谷間にある課題を発見し、協働して対応できるよう支援します。</li> </ul> <p>地域福祉に関する相談、支援体制づくり( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門機関が連携した支援体制づくりを推進します。</li> <li>・自己の権利を表明することが困難な人が、安心して必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。</li> <li>・福祉サービス事業者への指導・助言等を行い、福祉サービスの質の確保・向上を図ります。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
小地域福祉活動の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域福祉活動の拡がりを見る指標です。</li> <li>・様々な団体等が取り組むことになり、すべてを把握することは難しいため、まずは、地域の生活・福祉課題を検討する場(社会福祉連絡協議会単位)の設置数を見ることとしています。</li> </ul>	不明 [ 社会福祉連絡協議会 ]	↑
ボランティア登録者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の拡がりを見る指標です。</li> <li>・ボランティアはさまざまな方々が取り組んでおり、すべてを把握することは難しいため、コーディネートを行っている尼崎市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数を見ることとしています。</li> </ul>	5,076 [ 人 ]	↑

### 5. 分野別計画

地域福祉計画(H22~28年度)、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H21~23年度)、次世代育成支援対策推進行動計画(H22~26年度)、障害者計画(H21~26年度)、障害福祉計画(H21~23年度)、協働のまちづくりの基本方向(H19年度~)

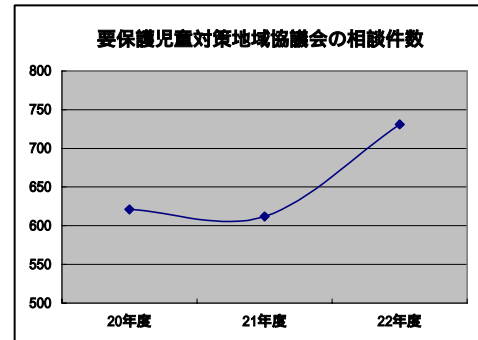
## 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち

失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、離婚等子どもの養育環境にも影響を与える家庭内の課題が増加している中で、生活に課題を抱える人が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [尼崎市の課題]

- ・少子化や核家族化等による家族形態の多様化や、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。
- ・家庭不和や離婚等子どもの養育環境に影響を与える家族の問題や、配偶者等からの暴力等家庭内における様々な課題が増加しており、特に、児童虐待等の要保護児童に関する相談件数が増えています。
- ・昨今の経済情勢を背景に、失業や不安定就労等生活を支える課題が増加し深刻化しています。
- ・最後のセーフティネットである生活保護制度がより適正に機能し、自立が促進されるような取組が求められています。



#### [尼崎市が活用できる資源]

- ・民生児童委員、NPO法人、市内に多く点在する協力関係機関 など
- ・関連団体等（要保護児童対策地域協議会 等）

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(2) 健康、安全 ・安心を実感 できるまち	<p>必要な支援を幅広く実施するため、よりよい相談窓口になるよう連携、充実に努めます。</p> <p>まち全体で子どもの育ちを見守るため、児童虐待防止への啓発と相談窓口の周知を図るとともに、支援を要する子どもを早期発見し、適切な支援につなげるために、関係機関と連携した取組を進めます。</p> <p>尼崎市要保護児童対策地域協議会において要保護児童等への支援体制の強化を図ります。</p> <p>生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めるとともに、生活保護の適正化にかかる取組を進めます。</p>



### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>児童虐待について正しい知識を持ち、誰でも発見者となりうることを意識します。</p> <p>子どもの健やかな育ちや安全への配慮のため、地域での見守りに努めます。</p> <p>事業者は、児童虐待防止に関する啓発事業に積極的に参加し、児童虐待の早期発見に努めます。</p> <p>事業者は、生活保護受給者の自立に向けた就労体験等の事業に協力します。</p>
行政(市)	<p>幅広い支援に向けた連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活に課題を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに取り組むとともに、関係機関と連携して支援します。</li> </ul> <p>支援を要する子どもの早期発見と早期支援( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知活動等の積極的な実施に努めます。</li> <li>保護者の社会的理由による一時的な養育困難に対し、児童福祉施設での一時預かりを実施し、子育て不安の軽減を図ります。</li> </ul> <p>生活保護の適正運営と自立支援( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等に基づく適正な支援・措置を行い、安心して信頼される取組を進めます。</li> <li>生活に課題を抱える人が増加し、生活保護の世代間連鎖が社会問題になりつつあるため、健全育成を支援する取組を進めます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
個別ケース検討件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童に関する検討が積極的に行われていることを見る指標です。</li> <li>要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議で協議した児童の延べ件数です。この件数が増えることで、多くの事例を蓄積、共有することになるため、この施策の指標としています。</li> </ul>	332[件]	↑
就労開始件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者に対する就労支援事業の効果を見る指標です。</li> <li>生活保護受給者が就労支援事業によって就労を開始した件数をいし、この件数が増えることは、適切な支援を行うことで自立の助長につながったと見ることが出来るため、この施策の指標としています。</li> </ul>	333[件]	↑

### 5. 分野別計画

地域福祉計画(H23～28年度)、次世代育成支援対策推進行動指針(H22～26年度)、男女共同参画計画(H19～23年度)、人権教育・啓発推進基本計画(H22～31年度)

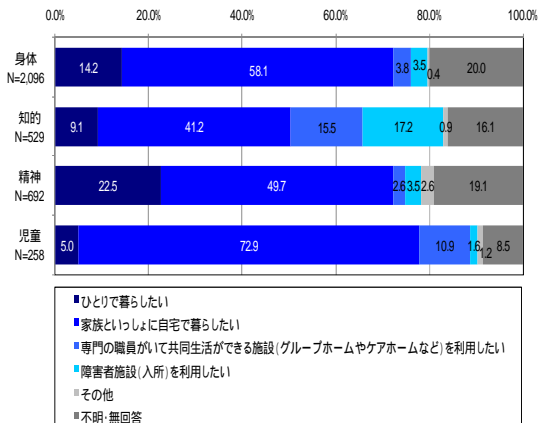
## 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち

誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる社会をめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・ 尼崎市では、単独世帯や高齢単身世帯が多いことなどを背景に、障害のある人からの相談に対する専門性や複合的な支援が必要となる場合が多くなっています。
- ・ これまでの相談支援体制では、ライフステージごとで相談が行われるため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況です。
- ・ アンケート調査によると、知的障害のある人、障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人や子どもに対する正しい理解や、社会参加の機会の確保が必要です。
- ・ また、今後の暮らし方としては家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保等地域生活を支える基盤整備が必要です。



#### [活用できる資源]

- ・ 相談支援事業者、地域に根ざした通所施設 など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	窓口での相談体制を充実するとともに、複雑かつ専門的な支援が必要な場合に対応できるよう、関係機関のネットワークを構築していきます。 障害のある子どもが同世代の子どもたちとお互いに理解しあいながら、ともに成長し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会に参加できるまちづくりを進めます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	障害のある人の日常生活を支える障害福祉サービス等を充実します。 障害に応じた多様な働く場の確保に努めます。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>事業者は、相談支援事業の実施により、障害の特性やその人のニーズに応じた支援が受けられるようにします。</p> <p>障害のある人・子どもへの理解を深めます。</p> <p>地域でのイベント等を通じて障害のある人・子どもが参加しやすい交流の機会をつくります。</p> <p>障害のある人の地域での生活を見守り、必要に応じて支援します。</p> <p>事業者は、日常生活を支える障害福祉サービス等を提供します。</p> <p>事業者は、障害者の雇用に取り組み、働きやすい環境づくりを行います。</p>
行政(市)	<p>相談体制の充実とネットワークの構築（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との情報共有化による途切れのない相談支援等、身近な地域で気軽に相談ができる体制づくりに努めます。また、複雑かつ専門的な支援や共通課題の解決に向けた協議等を行うためのネットワークの構築を行います。</li> </ul> <p>社会参加の促進（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人となない人との交流を促進し、障害への正しい理解に対する啓発等を行い、障害のある人・子どもが積極的に社会参加することのできる環境づくりに努めます。</li> </ul> <p>日常生活の支援の充実と権利擁護（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルパー等の人材確保と資質の向上、事業所に対する情報提供、医療・保健との連携、必要な施設整備への支援等、日常生活を支える障害福祉サービス等を事業者が提供できるよう支援を行います。</li> <li>成年後見制度等を活用し、障害のある人が自ら望むサービスを受けられるようにします。</li> </ul> <p>働く場の確保（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、県等と連携しながら、障害がある人の働く場が確保されるよう努めます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
サービス月平均利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護及び重度訪問介護等サービスの利用者数（平成22年度末時点）</li> </ul>	1,733[人]	↑
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び療養介護利用者数（平成22年度末時点）</li> </ul>	1,084[人]	↑
施設入所者の地域生活移行者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人が施設を出て、地域での生活を始めていることを見る指標です。（平成22年度末時点）</li> </ul>	18[人]	↑
就労支援機関を通じた就労者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援機関を経由して、就労に至った数です。（平成22年度末時点）</li> </ul>	18[人]	↑

### 5. 分野別計画

障害者計画（H21～26年度） 障害福祉計画（H21～23年度） 地域福祉計画（H23～28年度） 次世代育成支援対策推進行動計画（H22～26年度） 地域保健医療計画（H16～24年度） 人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）

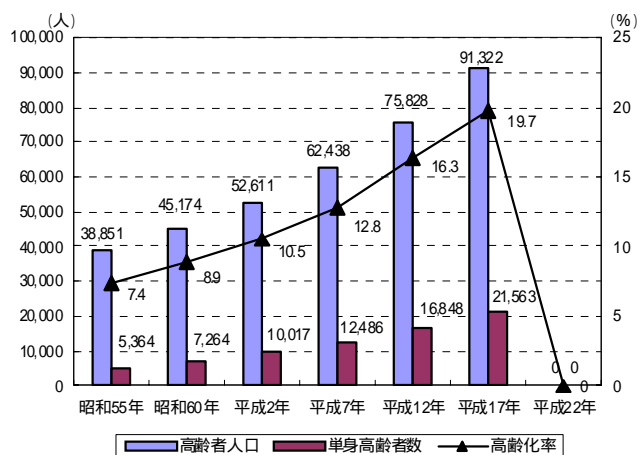
## 高齢者が地域で安心して暮らせるまち

高齢者の生活様式や考え方や価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会」をめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- 本市における高齢化率は、平成22年度末には22.8%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいます。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれます。
- 高齢者の増加に伴い、地域における高齢者の見守りなど、地域住民や地域団体等と連携した取組がより重要な課題になってきます。
- 本市では、比較的に要介護の認定率が高く、かつ重度の方が多い傾向が見られます。今後も高齢者が増える中、健康づくりや介護予防は市民の生活の質を高める上で重要な課題であるとともに、ひいては要介護者を支える介護保険制度の安定運営にもつながります。
- 高齢者を取り巻くさまざまな問題に対応するため、権利擁護に努める必要があります。



#### [活用できる資源]

- 自治会機能と一体となった社会福祉協議会組織、高齢者の生活課題に取り組むボランティアグループ など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	地域の自主的な保健・福祉の活動を促進し、連携しながら、地域の中で高齢者を見守ることができる体制づくりを進めます。 高齢者が地域社会とかかわり、積極的に社会参加ができるまちづくりを進めます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	すべての市民が活力ある高齢期を過ごせるように、健康づくりや介護予防を推進します。 健康な高齢者も援護が必要な高齢者もともに安心して暮らすことができるようにします。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>地域の高齢者を地域の住民で見守ることの出来る体制を構築します。</p> <p>援護を要する近隣高齢者等に思いやりを持って接します。</p> <p>事業者は、高齢者に向けた情報や催し、また世代間交流や高齢者の持つ技術がいかされるような機会を増やします。</p> <p>安全性、利便性を意識し、段差の解消や手すりの取付等に取り組みます。</p> <p>高齢期になってからも地域・社会とのかかわりを積極的に持ち続けます。</p> <p>自分の健康を意識し、壮年期からの健康づくりに取り組みます</p> <p>事業者は、高齢者のニーズにあった支援サービスを提供します。</p>
行政(市)	<p>高齢者を地域で見守ることができる体制づくり( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動等に必要地域の高齢者についての情報を可能な限り提供します。</li> <li>・地域の各主体が横断的につながることができるよう支援を行います。</li> </ul> <p>社会参加の促進( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード面のユニバーサルデザイン化だけでなく、近隣の高齢者に思いやりを持って接していただけるような啓発、高齢者と地域住民がかかわりを持つ機会を増やします。</li> </ul> <p>健康づくり・介護予防の推進( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壮年期からの介護予防の取組等を充実させ、広がるよう働きかけていきます。</li> </ul> <p>支援体制の充実と権利擁護( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険のサービス内容についての周知を行うとともに、高齢者のニーズに対応した事業所の指定を行うなど施設サービス、在宅サービスの確保に努めます。</li> <li>・成年後見制度等の活用や高齢者に対する虐待の早期発見等、権利擁護にも取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
要援護高齢者等見守り活動地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が地域で見守られながら生活できていることを見る指標です。</li> <li>・見守り活動は地域によってさまざまですが、ここでは地域住民で構成される「見守り協力員」「見守り推進員」による、高齢者等への見守りが行われている地域を見ていくこととします。</li> </ul>	4 [地域]	↑
生きがいを持つ高齢者の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な高齢者(介護保険未認定者)が生きがいを持って生活できていることを見る指標です。</li> <li>・生きがいを感じる事、または今後してみたいことを持つ高齢者の割合。</li> </ul>	78.3[%]	↑
介護予防教室参加率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の取組の広がり把握するための指標です。基本チェックリストにより高齢者二次予防事業対象者とされた方のうち、介護予防教室に参加した人の割合。</li> </ul>	17.3[%]	↑

### 5. 分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H21~23年度)

## いきいきと健康に安心して暮らせるまち

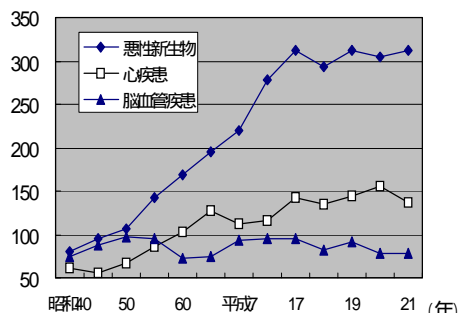
市民が健康や保健医療についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で市民の健康づくりを支えることで、一人ひとりが心身ともに健康に生涯を通じていきいきと暮らせるまち、ライフステージやその人々に応じた適切な保健医療サービスを安心して受けられるまち、生活衛生面で快適に安心して過ごせるまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・ ライフスタイルの変化等に伴い、生活習慣病になる人が増えており、一人ひとりの健康づくりへの取り組みが重要になっています。尼崎市の平均寿命は兵庫県内でも比較的短い傾向にあり、悪性新生物（がん）による死亡率が全国及び兵庫県と比較して高くなっています。
- ・ 出産や育児についてみると、尼崎市では若くして出産される方が兵庫県下の他市町と比較して多く、親になる意識の醸成が十分でない傾向があり、養育支援が必要な家庭が多くなっています。
- ・ 生食用牛肉の食中毒や食品の放射能汚染等が発生し、食の問題にかかる意識が高まっており、生活衛生対策による安全の確保が重要になっています。
- ・ 医療に対する市民のニーズは増大かつ専門性を求めており、適切な医療体制の充実が必要になっています。
- ・ 近年、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生が見られ、緊急時における感染症対策の強化が求められています。
- ・ 東日本大震災のような大規模災害の発生を想定した、災害時における健康危機管理体制の整備が課題となっています。

尼崎市の三大死因別死亡率(人口10万対)の推移



#### [活用できる資源]

医療機関及び医療関係機関との連携体制、健康づくり推進員や食育ボランティアの活動 など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	地域での健康づくりのための活動や食育のための活動に携わる人材が増え、活動が広がっていくようにします。 思春期における健康やこころの問題等について、心身両面にわたって支えていくとともに、子どもを産み、育てることができるような環境を整えます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	一人ひとりの健康づくりへの支援とともに、健康回復のための支援を行います。 適切な医療体制の確保に努めます。 食品等の安全性の確保等生活衛生対策に努めます。 非常時における健康危機管理体制の確立に努めます。 食の安全・安心に関する課題や食育・健康づくりの大切さを共有し、改善・解決に向けて取り組んでいきます。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>健康づくり、出産・育児、感染症等について正しく理解し、各種検診（健診）や予防接種を受けるようにします。</p> <p>出産・育児等に関する情報を地域で共有し、関係機関と連携しながら、地域の子育て力の向上に努めます。市民一人ひとりが「自らの健康は自らが守る」という自覚を持って、食生活の改善や運動の実践に取り組むなど主体的に健康づくりをします。</p> <p>地域住民が主体となり、その地域で取り組んでいる健康づくり活動等の推進に努めます。</p> <p>医療関係機関は、医療サービスの質の維持・向上等に努めるとともに、疾病の早期治療に努めます。「食」への関心を深め、身近なところから衛生状態に気を配り、生活衛生環境の向上に努めます。</p>
行政(市)	<p>思春期の教育、出産・子育てにかかる支援（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期の健康教育について、学校との連携した実施に努めます。</li> <li>・母子保健サービスの充実を図るほか、小児救急医療体制の確保に努めます。</li> </ul> <p>健康づくりや健康回復のための支援等（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康的な生活習慣づくりに向けた意識啓発を図るとともに、そうした活動に携わる人材を育成します。</li> <li>・大気汚染による健康被害者の健康回復や、難病患者への療養支援、精神保健医療体制の構築を推進します。</li> </ul> <p>地域医療体制の確保（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係施設の監視、指導を行うとともに、休日夜間の急病に対応できる適切な医療体制の確保に努めます。</li> </ul> <p>生活衛生面の体制確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品・環境衛生施設等の監視、指導及び検査体制、相談体制の強化により、生活衛生面の安全・安心を図ります。</li> </ul> <p>健康危機管理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防・拡大防止のほか、災害時等の緊急時における対応体制の確立に努めます。</li> </ul> <p>課題解決に向けたしくみづくり（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食や健康づくりに関する課題解決に向けて、市民の取り組み、協働できるしくみづくりを進めます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
自分が健康であると感じている人の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分が健康であると感じている人が増えているかを見る指標です。</li> <li>・尼崎市健康づくりアンケート調査における、「健康だと思う」「まあ健康だと思う」市民の割合（主観的健康感）の合計値です。</li> </ul>	71.2 [%]	↑
各種がん検診の受診率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検診に対する意識の変化を見る指標です。</li> <li>・この値が上がることは、市民が健康を意識し、がんを早期に発見することの重要性が理解されていると見ることが出来ます。</li> <li>・各種がん検診の年間受診率です。</li> </ul>	胃がん2.9% 大腸がん8.9% 肺がん6.1% 乳がん8.7% 子宮がん6.8%	↑
妊娠11週以下の届出率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠がわかった時点で早期に妊娠届出を出す人の割合を見る指標です。</li> <li>・妊娠中の健康管理と安全な出産のため、妊娠届出時に母子健康手帳の交付と同時に保健師が面接し、妊娠・出産・育児への意識づけ等母性の育成を図ることが出来ます。</li> </ul>	87.1 [%]	↑

### 5. 分野別計画

地域保健医療計画（H16～24年度）、食育推進計画（H22～26年度）、地域福祉計画（H22～28年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～23年度）、障害者計画（H21～26年度）、障害者福祉計画（H21～23年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H22～26年度）、国民健康保険特定健康診査等実施計画（H20～24年度）、地域防災計画（S36年度以降毎年改訂）

## 施策12 【子ども・子育て支援】

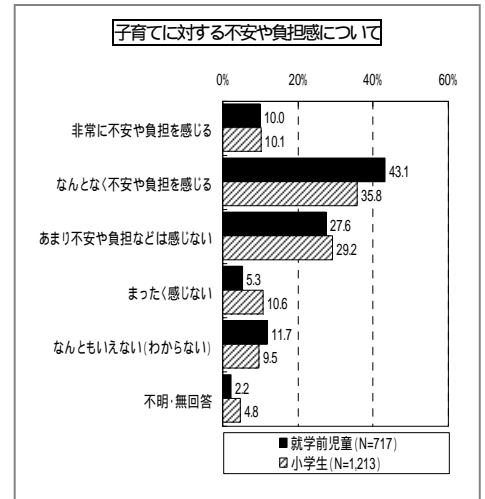
### 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

子どもが健やかに育つ上で重要な家庭における子育て力を高めるとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに育つ社会をめざします。

#### 1. 課題と活用できる資源

##### [本市の課題]

- ・ 次世代育成支援に関するニーズ調査によれば、子育てに対する不安や負担を感じている就学前児童・小学生の保護者がそれぞれ半数程度おり、また、子育ての悩みとしては、「子育てがうまくできているか」「子育てにかかる経済的負担」「子どもの教育に関すること」といった内容が多くなっています。
- ・ 母親の就労希望や保育所・児童ホームの利用者が増加傾向にあり、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化しています。
- ・ 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域がつながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が弱くなっていること等から、子どものいる家庭と地域とを結びつけていくことが課題です。
- ・ 日常生活において、子ども同士が互いに人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保することなどが課題になっています。
- ・ 本市の児童虐待の相談受付件数は阪神間他市に比べて多く、また、非行等子どもに関わる問題も依然としてあり、これらを未然に防ぐための地域環境づくりが求められています。



##### [活用できる資源]

- ・ 保育所（法人保育園を含む）児童ホーム、こどもクラブ、青少年の健全な育成等を推進する青少年センター、認定こども園、教育機関、自治会機能と一体となった社会福祉協議会、子ども・子育て支援に取り組む地域住民のグループ・団体、子育てサークル、青少年指導者、少年補導委員、民生児童委員、リーダースクール修了生、地域の子育てに関する行事 など
- ・ 関連団体等（PTA連合会、子ども会連絡協議会、青少年団体 等）

#### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	<p>保護者や家族の果たす役割を認識し、家庭の子育て力を高めます。</p> <p>保育事業、放課後児童対策等による支援を通じて子どもの健やかな育ちを支援します。</p> <p>子どもは地域の一員であるということを認識し、地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えていきます。</p> <p>子どもの社会参加を促し、豊かな人間性と社会性をはぐくみ、自立して生きていく力を高めるための環境づくりを進めます。</p>
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	<p>地域の子どもは地域で育てるという意識を高め、児童虐待の早期発見、非行化の防止や防犯につながる地域環境づくりを進めます。</p>



### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>保護者として、子育てについて自ら学び、子どもを育てる力を高めるとともに、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努めます。</p> <p>事業者は、従業員が家庭で子どもとの関わりを深められるよう配慮に努め、また、子ども・子育て支援に取り組む地域活動への協力を努めます。</p> <p>地域で子どもが安心して暮らせる環境をつくとともに、保護者の不安軽減等に向けて、子育てについての助言等を行うほか、交流の機会づくりに努めます。</p> <p>保育所や子育て支援関連の施設では、多様な保育サービスや子育て支援サービス等の提供に努めます。</p> <p>近所の子どもへの声掛け等を通じて、子どもに積極的にかかわります。</p> <p>保護者として子どもの人格を尊重し、向きあう中で、豊かな人間性、社会性等をはぐくみます。</p> <p>地域全体で非行化を防止するための社会生活上の環境整備に努めます。</p>
行政(市)	<p>家庭の子育て力の向上支援( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の子育て力が高まるための学びの機会づくりや、家族の協力の大切さについて意識啓発を行います。</li> <li>・子育てに関する情報収集と発信、保護者の情報交換等の機会づくり等により子育ての不安や負担感の軽減に努めます。</li> </ul> <p>保育事業、放課後児童対策等による支援( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの充実、保育所や児童ホームの定員増に努めるほか、法令に基づく各種の給付等により子どもの健やかな育ちを支援します。</li> </ul> <p>地域の子育て力の向上支援( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で子どもを育てるという意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかけていきます。</li> <li>・子どもや子育て家庭を支援するための地域の主体的取組や活動を促進し、それにかかわる人材の発掘、新たな人材やグループの養成等、新たな社会資源づくりに取り組みます。</li> </ul> <p>子どもの主体的な学びや行動への支援( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の身近な場所に安心して集い、癒され、学ぶことができる居場所づくりに取り組みます。</li> <li>・子どもの主体的な学びや行動にとって有益な情報の収集と発信により、社会参加を促す機会づくりや、子どもの主体的な活動を支援します。</li> </ul> <p>児童虐待の早期発見と非行化の防止に向けた地域環境づくり( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待と子どもの育ちの問題について意識啓発を行い、地域での早期発見に向けた主体的な取組について働きかけます。</li> <li>・関係機関と連携・協力し、子どもの健やかな成長を妨げる要因を取り除くための地域社会全体の意識の高揚を図るとともに、事業者による主体的な取組について働きかけるなどにより、非行化防止に努めます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
市民意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会全体で子どもの育ちを支えることができるかを見る指標です。</li> <li>・「子育ての悩みや不安について身近に相談できる環境がある」と回答した市民の割合で、この値が増えることで、子育て不安の解消、ひいては虐待の防止等にもつながると見ることができます。</li> </ul>		↑
子育てに関する活動グループ数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサークル育成事業の登録グループの数です。</li> <li>・地域で活動する子育てグループの数が増えることは、地域で子どもの育ちを支える第一歩となると考えられます。</li> </ul>	39グループ	↑
青少年活動のグループ数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年センターにおける青少年グループ登録団体の数です。</li> <li>・この値が増えることは、子どもの主体的な活動が広がっていると見ることができます。</li> </ul>	32団体	↑

### 5. 分野別計画

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（H22～26年度）

## 地域経済の活性化による、にぎわいのまち

本市の「ものづくり都市」としての発展を支えてきたさまざまな社会経済活動が、相互に関連しあいながら地域を支え続けていくことができるよう、ものづくり産業の技術開発支援や操業環境の維持・保全に努めます。また、市民生活を支える商業活動の支援等を進めることで、人・資金・情報が活発に行き交う地域経済の活性化に取り組みます。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [課題]

- ・ わが国の経済成長や尼崎市の発展に大きく貢献してきた本市のものづくり産業は、経済活動のグローバル化に伴う外国企業との競争の激化や高齢化等の国内の社会構造の変化により、厳しい環境にあります。
- ・ また、中小企業の新規技術開発の停滞や後継者不足、工場跡地の住宅や商業施設への転用に伴う既存事業所の操業環境の悪化等が、ものづくり産業の良好な事業活動の継続に影響を与えることが懸念され、その対策が重要となっています。
- ・ 既存の市場・商店街においては、消費行動の多様化や店舗の老朽化、空店舗の増加、後継者不足などにより、商業活動の継続が難しくなっているケースが見られます。
- ・ ものづくり産業をはじめとする市内企業の事業活動や、地域での市民生活に欠かすことができない商業活動等が将来にわたって地域を支え続けていくためには、これまでに培ってきた技術やつながり、人材といった有形無形の資源・蓄積をいかしながら、ニーズの多様化やライフスタイルの変化に迅速に対応していくことが課題です。

#### 製造品出荷額の推移等（工業統計より）

年度（平成）	19	20	21
事業所数 （箇所）	1,000	1,032	912
従業員数 （人）	39,096	39,745	36,661
製造品 出荷額 （百万円）	1,649,664	1,658,534	1,359,092
法人市民税 収入 （百万円）	11,112	10,748	5,986

#### [尼崎市が活用できる資源]

- ・ 高度な技術を持つ重層的・複合的な産業集積、さまざまな研究所の集積、阪神間に位置する立地優位性、利便性の高い交通網、中央・三和・出屋敷地区をはじめとする商業集積、メイドインアマガサキ等の地域資源をいかした独自の取組、リサーチコア等の産業支援施設 など
- ・ 関連団体等（尼崎商工会議所、尼崎工業会、尼崎経営者協会、尼崎商店連盟、TMO尼崎、リサーチコア等の産業支援施設 等）

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	子どもたちや若い世代に、ものづくりの魅力を伝え、次世代を支える人材育成や技術の継承につなげていきます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	地域商業やコミュニティビジネス等、地域社会を支える事業活動を支援します。
(3) 地域の資源をいかし、活力あるまち	ものづくり産業の技術力や競争力を高めます。 多様な主体と事業者のつながりをいかし、事業活動を活性化します。 事業所の良好な操業環境の維持等、ものづくり産業集積の形成・保全等に努めます。
(4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	省エネルギーや環境に配慮した事業活動により、地域経済を持続可能なしくみに変えていく取組を支援します。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>ものづくり産業の振興は地域経済の発展と雇用機会の創出により、市民生活の向上に繋がることを理解するとともに、ものづくり産業の振興に協力するよう努めます。</p> <p>市場・商店街が食料品等の商品・サービスの提供や地域交流の場となることで日々の暮らしを支えていることを意識し、日常的に市内での買い物に努める等、地域での資金循環を心がけた生活に努めます。</p> <p>市民・事業者は、工業系用途地域における低未利用地や遊休地等の所有資産の事業用途への積極的な活用に努めます。</p> <p>事業者は、事業活動を積極的に行うとともに施設・設備の積極的な投資に努め、市内における雇用機会の拡大に努めます。</p> <p>事業者は、地域社会の一員として社会的責任を自覚し、地域社会と調和を図りながら共生していきます。</p> <p>事業者は、環境に配慮したものづくりを行います。</p> <p>事業者は、意欲をもって市民や地域のニーズを捉えた事業活動に努めるとともに、個々の市場・商店街の特徴をいかして地域に根差した取組を行い、地域とともに支えあう市場・商店街づくりを進めます。</p>
行政(市)	<p>次世代のものづくり産業を担う人材の育成 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業家育成の支援、これまでに培われたものづくり技術の継承、子どもや若い世代と優れた技術を有する地域の製造業との交流等を進めます。</li> </ul> <p>ものづくり産業の競争力強化に向けた支援 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連・生活関連・ロボット・ナノテクノロジー・バイオ等の新規成長分野産業の成長促進、技術開発・マーケティング・情報発信等の支援、信用保証等の金融支援等を進めます。また、産学官交流による新たな事業展開、他の産業集積都市との連携による技術交流や取引拡大等に取り組みます。</li> </ul> <p>ものづくり産業の集積の形成・維持・保全と活性化 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の立地優位性等の情報発信による企業誘致、事業所の新規立地や増設・建替等による新たな産業や事業高度化を誘導する環境づくり、住工混在の防止等による既存産業集積における操業環境の維持・保全等に努めます。</li> </ul> <p>地域社会を支える事業活動の支援 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空店舗の有効活用やイベントの実施等の商業活性化に向けた意欲ある事業者への支援、地域と企業の連携の促進、企業の社会貢献活動への支援、コミュニティビジネス等地域での新たな事業活動の育成・支援方策の検討等に取り組みます。</li> </ul> <p>環境に配慮した事業活動による経済活動の持続可能なしくみへの転換 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内産業団体との連携や、環境関連産業を中心とした企業間の連携、事業所の省エネの取組等、環境に配慮した事業活動を支援します。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
法人市民税の増減率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所の活発さを測る指標として、法人市民税額(決算額)の増減率を算出し、その維持を目指します。</li> <li>・算出にあたっては、産業立地課が設置された平成15年度を基準とした増減率を算出します。</li> </ul>	10[%/年度]	
企業立地促進制度の認定件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市の企業立地促進制度による市税優遇の要件を満たす新増設等の設備投資計画の認定件数です。</li> <li>・市内における設備投資の活発さを測るための指標として、認定件数の増加を目指します。</li> </ul>	6[件/年度]	↑
市内の小売業年間販売額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内における商業活動の活発さを示す指標として、小売業の年間販売額の増加を目指します。</li> </ul> <p>(平成19年度商業統計調査市集計結果報告書より)</p>	38,878,361 [万円]	↑

### 5. 分野別計画

企業立地促進法に基づく「兵庫県尼崎市の基本計画」、尼崎市中心市街地活性化基本計画

## 施策14 【雇用対策】

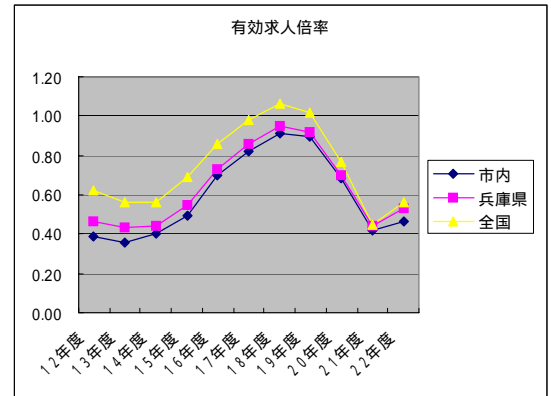
### 能力をいかし、いきいきと働けるまち

市民が安心して働き、自立した安定的な暮らしを送ることができるよう、また、市内企業にとって将来の事業運営を担うべき優れた人材を確保できるよう、企業等の協力を得ながら、市民自らが職を得て働く力を高め、働く機会を得るため支援するとともに多様な働き方を支える環境づくりを進めます。

#### 1. 課題と活用できる資源

##### [本市の課題]

- ・ 尼崎市の有効求人倍率は、全国・兵庫県と比較すると低い状況が続いています。
- ・ 中小企業が多いことからそれらの企業の魅力が就労希望者に十分に伝えられていない状況があり、企業の人材確保に対する支援が必要です。
- ・ 厳しい経済状況や産業構造の変化を受け、非正規雇用の増加や女性の社会進出等、雇用形態の多様化や就労環境の変化が進んでいます。こうした中で、市民が安心して仕事に就き、働き続けるためには、雇用する側である企業等と就労希望者との間におけるミスマッチを解消していくことが課題です。
- ・ また、若年層における早期離職といった課題も発生しており、就労に対する支援だけでなく、就職した後の定着支援も必要となっています。
- ・ 多様化する働き方に対応していくため、企業等には就労希望者が安心して働くことができる環境づくりに努めることが求められています。



##### [活用できる資源]

- ・ 市内企業 など
- ・ 関連団体等 (尼崎雇用対策協議会、尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、尼崎工業会、尼崎公共職業安定所 (ハローワーク)、ポリテクセンター、尼崎地域・産業活性化機構、尼崎中高年事業株式会社 など)

#### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(2) 健康、安全 ・安心を実感できるまち	<p>企業等と就労希望者の双方のニーズを満たす雇用のマッチングに取り組みます。</p> <p>就労希望者の就職力を高めるため、職業意識や知識、ビジネススキルの修得や向上を支援します。</p> <p>企業の魅力や求める人材についての情報発信に努めます。</p> <p>多様な働き方を認めあい、安心して働き続けられる環境づくりに努めます。</p>

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>企業等は、求める人材や働く場としての魅力について積極的に情報発信します。</p> <p>就労希望者は、働く意欲を持って自ら積極的にスキルアップに取り組みます。</p> <p>企業等は、就労希望者に対して研修やインターンシップに協力することで就労希望者のスキルアップを支援します。</p> <p>企業等は、労働者が安心して働き続けられる環境づくりに努めます。</p>
行政(市)	<p>雇用と就労のマッチングの推進 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、ハローワーク等の関連機関との連携を図りながら、きめ細かな就労マッチングに取り組むほか、企業や高校、教育機関と連携し、職業観の形成に取り組みます。</li> <li>・優れた技術を持った市内企業の魅力や多様な雇用・就労情報を発信します。</li> </ul> <p>就労希望者の就職力向上の支援 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等と連携して就労希望者の人材育成を支援するとともにキャリアコンサルティングやキャリアカウンセリング等により個別支援を行います。さらに、就職後の定着に向けた支援に取り組みます。</li> </ul> <p>多様な働き方を支える環境づくり ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用や労働条件に関する情報の発信や相談等に積極的に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
尼崎市の職業紹介においてマッチングできた件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市が実施する職業紹介の結果、求人企業と就労希望者をマッチングできた件数です。</li> <li>・市内での就労を促進できた指標として、増加をめざします。</li> </ul>	- [件]	↑
雇用・就労相談の件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用・就労相談窓口における相談件数です。</li> <li>・サービスの充実や使いやすさを積極的に周知・PRを行った実績として、指標の増加をめざします。</li> </ul>	517 [件]	↑

### 5. 分野別計画

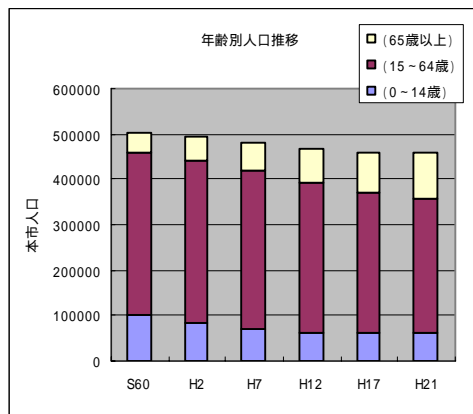
## 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち

市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちを実現していくため、市民自らが関心を持ち、身近な地域でのつながりをいかながら、住まいの質の向上や美しいまちなみの保存・活用等に取り組むことで、誇りや愛着を持つことができる良好で魅力ある住環境をめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- 魅力ある住環境やまちなみを形成・維持していくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける環境をつくっていくことが必要です。
- 子育てファミリー世帯の市外転出超過傾向や高齢化の進展等が見られる中、快適に安心して住み続けることができる良質な住宅を供給するために最低敷地面積の引き上げやバリアフリー性能の向上等、住環境面からの取組が必要です。
- 公園・市営住宅等の老朽化が進んでおり、耐震化の推進や維持管理経費の抑制等が課題です。
- 身近な住環境を改善し、まちの魅力の向上を図るため、既存の住宅ストック全般が将来にわたって活用されるしくみづくりや、ハード・ソフト両面からの住宅・住環境の整備が課題です。



#### [活用できる資源]

- ユニチカ記念館や尼信記念館等の良好な都市美を形成する建築物等、国が支援する「運河の魅力再発見プロジェクト」の認定を受けた尼崎運河、商業・公共施設が集積したコンパクトなまち、鉄道等の交通網が充実した移動が容易なまち、市内に500箇所以上ある都市公園・子ども広場、公的賃貸住宅や民間の住宅ストック、花づくりや公園の管理等を行う地域活動団体、良好な住環境を保つため地区計画等を策定している地域・団体 など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	市民自らが地域の住環境に関心を持ち、さまざまな年代・立場の人が日常的に交流し協力しあいながらまちづくりを進めていける環境づくりを進めます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	さまざまな年代・立場の人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保に向け、耐震化、バリアフリー化の促進や市民主体のルールづくり等に取り組めます。
(3) 地域の資源をいかし、活力あるまち	都市美形成の推進、景観資源の保存・活用や情報発信を行い、誇りや愛着を持つ活力のある美しいまちをめざします。
(4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	市民主体のルールづくりと公的な規制誘導等により、良好な住環境を次の世代に引き継いでいきます。 公園・市営住宅等について、長期的な視点に立って維持管理・整備するとともに、必要な更新を行います。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>都市景観に関心を持つとともに、緑化等の身近な住環境の向上のためにできることに取り組みます。地域の特性に応じた地区計画等によるまちづくり、地域にある施設の維持管理や利用方法のルールづくり等に取り組みます。</p> <p>各種制度の活用や条例・規則を遵守することにより、バリアフリー化等住環境の質の向上を図ります。さまざまな年代・立場の人に適した住環境の形成を図るため、ライフステージに応じた良質な住宅の供給や住まいに関する情報の共有に努めます。</p> <p>住宅地の開発等において、景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めます。</p>
行政(市)	<p>市民が地域の住環境に関心を持ち、交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくり（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画等の制度の活用が進むようノウハウの提供に努めます。</li> <li>・住まいに関するネットワークづくりや、ワークショップ等の手法を活用した公園等の整備等、地域住民主体の取組を支援します。</li> <li>・子育てファミリー世帯を中心とする市民の居住促進を図るため、ゆとりある敷地の形成や住宅の質の向上に取り組みます。</li> </ul> <p>すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化やバリアフリー化の促進に取り組みます。</li> </ul> <p>誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくり（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市美形成の推進や景観資源の保存・活用し、市民や事業者等と連携したそれらの資源の効果的な情報発信に取り組みます。</li> </ul> <p>市民主体のルールづくりや規制・誘導による良好な住環境の継承（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画等の活用による地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを支援します。</li> <li>・都市計画制度や住環境整備条例等を活用した規制・誘導等により、住環境の質の向上に取り組みます。</li> </ul> <p>公園・市営住宅等の維持・整備・更新（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な視点に立った効率的な維持管理や整備、耐震改修、建替え等を進めます。</li> <li>・民間住宅における適切な維持管理やリフォーム等によるストックの有効活用が進むよう支援します。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査において、「現在の住まいをはじめとする住環境は快適で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。</li> <li>・市民が暮らしやすいと実感できる形成していくため、指標の向上をめざします。</li> </ul>		↑
ゆとりを持った新規建設分譲住宅の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で新規建設される分譲住宅の床面積 100 m<sup>2</sup>以上（分譲マンションは 75 m<sup>2</sup>）の住戸数の割合を図る指標です。</li> <li>・子育てファミリー世帯に適した良質な住宅の面積の指標として、3人世帯の誘導居住面積水準を用いています。</li> </ul>		↑

### 5. 分野別計画

都市計画マスタープラン（H9 年度～）、都市美形成計画（H24 年度～）、住宅マスタープラン（H23～32 年度）、緑の基本計画（H11～30 年度）

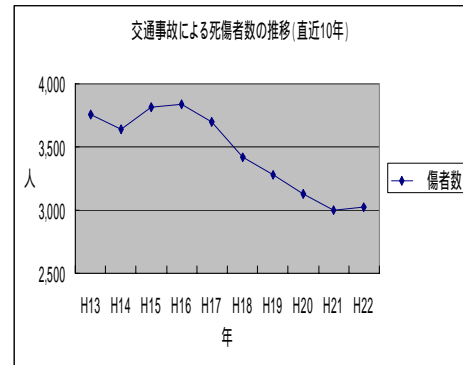
## 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち

市内の道路網の強化や円滑な交通の流れの確保、総合的な地域交通体系の構築、治水機能の強化や密集市街地の改善、防災対策等への市民意識の啓発等とともに、既存の社会基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組み、災害に強く、利便性と安全性が確保されたまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- 地震や豪雨の発生等、災害への不安が高まっている中で、市民生活を守るため、災害時の避難・復旧活動等重要な役割を果たす道路や治水機能の強化に資する河川・下水道施設等、これらの社会基盤の防災対策が求められています。
- 総延長 800km を超える道路や上下水道施設等、これまで整備を進めてきた社会基盤や施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることから、計画的・効率的な改修・更新が課題となっています。
- 災害等への対応力を高めるため、行政による施設面での整備だけでなく、市民や事業者自らが主体的に災害等に対する意識と知識を持ち、向上させることが必要です。
- 平坦な地域に恵まれ自転車の利用に適した環境にある本市においては、交通ルール遵守に対する意識及びモラルの低下により、自転車の交通事故の増加や放置自転車が多くなっていることなど、交通環境の悪化が課題となっています。
- 市民生活や経済活動を支えていくため、公共交通を中心とした総合的な地域交通体系を構築していくことが求められています。



#### [活用できる資源]

- 総延長 800 km 超の道路、安全で良質な水を安定的に供給できる水道施設、普及率 99.9% まで整備が進んだ下水道、自転車利用に適した平坦な市域、地域の中核施設としての機能を持つ再開発施設、地区計画の策定等を目的として組織された地域団体(まちづくり協議会) など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	道路・河川・上下水道施設等の社会基盤や都市機能施設を適切に整備・維持管理し、利便性と安全性を備えた空間を創出します。 防災や交通安全等についての情報発信・共有を進め、市民・事業者・行政が一体となって災害に強く安全なまちづくりを進めます。
(4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	地域の特性に応じたルールづくりを進め、災害に強いまちづくりに取り組みます。 社会基盤の適切な維持管理や予防保全に向けた対策を講じることにより、ライフサイクルコストの低減を図ります。



### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>道路や側溝の簡易な清掃等、身近な社会基盤の維持管理に努めます。</p> <p>講習会等に参加し、地域の安全・安心に対する意識の向上に取り組みます。</p> <p>地域住民が主体となったコミュニティを形成し、まちづくりのルールを自ら定め共有することで、災害に強いまちづくりに努めます。</p> <p>交通ルールの遵守と自転車利用に関するマナーの向上に向けて、家庭・学校・地域における指導や啓発活動等に取り組みます。</p>
行政(市)	<p>社会基盤や都市機能施設の整備・維持による安全空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路・橋梁・河川・水路・上下水道施設等の必要な整備・改修、既存施設の耐震化、密集市街地の改善や既成市街地における都市機能の更新に取り組み、利便性と安全性を備えた空間の創出に努めます。</li> <li>市民や事業者、関係機関等との連携による道路交通等の安全性確保や円滑化を図ります。</li> <li>市民生活を支え、まちづくりと整合した公共交通を中心とした交通体系の検討に取り組みます。</li> </ul> <p>災害や交通安全に関する情報発信と啓発（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講習や広報等による防災知識の普及や安全・安心にかかる補助制度の周知、交通安全や放置自転車防止に向けた啓発や市民・事業者による活動の支援等に取り組みます。</li> </ul> <p>市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題意識の共有化を図るとともに、地域住民が自ら定めたまちづくりのルールに基づく地区計画の策定支援等に取り組みます。</li> </ul> <p>適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会基盤や施設の計画的・効率的な改修により、長寿命化や予防保全に努め、維持管理経費の平準化や低減等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
災害に強い道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市内の都市計画道路の整備率です。</li> <li>通常時には、地域住民の通勤・通学等の安全空間を確保し、災害時には、緊急物資輸送路や避難路、救急医療施設への搬送時間を短縮するなど、災害時に強い道路網の確立をめざします。</li> </ul>		↑
交通事故による死傷者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市において1年間(暦年)に発生した交通事故における死傷者数です。</li> <li>交通安全諸施策を総合的に推進することにより指標の低減をめざします。</li> </ul>		↓

### 5. 分野別計画

尼崎市耐震改修促進計画(H20~27年度)、尼崎市都市計画道路整備プログラム(H15~30年度)、尼崎市交通安全計画(H23~27年度)、水道・工業用水道ビジョンあまがさき(H22~31年度)、尼崎市下水道中期ビジョン(H24~33年度)

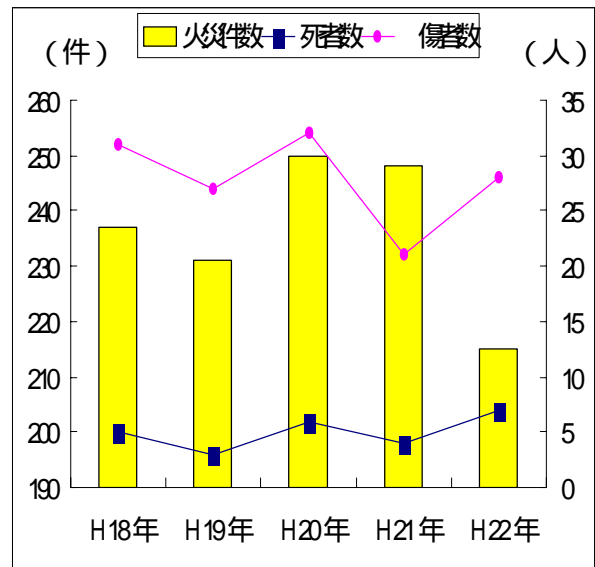
## 消防・防災体制が充実したまち

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民が強く連携し、日常の災害や大規模災害に立ち向かう地域防災力を身に付けたまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

[本市の課題]

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、市域の約3分の1が海拔ゼロメートル地帯である本市での津波の想定等を見直すとともに、防災体制の強化を図ることが課題です。
- ・今後、予測される高齢者の増加に伴い、救急に対する需要が増大すると見込まれることから、救急体制の充実が課題です。
- ・複雑多様化している災害に対応するため、消防・防災体制や施設・設備・機材を充実し、情報を共有することが課題です。
- ・住宅密集地域等での人命の防護や焼損面積の抑制等、火災予防により被害の軽減を図ることが課題です。
- ・阪神・淡路大震災の経験を風化させず、防災意識を向上させるとともに、減災の視点も踏まえながら、地域における自主防災体制を強化することが課題です。



[活用できる資源]

- ・各地域における自主防災組織(自主防災会:74組織・216,844世帯 その他の自主防災組織:141組織・10,197人) 阪神・淡路大震災の経験、東日本大震災復興支援の経験、防災センター(平常時には防災に関する知識や技術の普及・啓発拠点、災害時には応急活動拠点) など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(2) 健康、安全 ・安心を実感 できるまち	<p>東日本大震災の教訓を学び、市の防災対策を充実します。</p> <p>大切な市民の生命を守るために、消防・救急・救助体制を充実します。</p> <p>火災・災害に適切に対応するため、施設、設備(資機材)を整備し、消防・防災体制を充実します。</p> <p>火災の発生防止、被害の軽減に向けて、市民・事業者における火災予防対策を充実します。</p> <p>火災や災害等による被害の減少に向けて、地域における防火・防災体制を充実します。</p>

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>各家庭において食糧備蓄や非常用持出袋の準備等の防災対策を行います。</p> <p>急病人、けが人が発生したときには、応急手当や迅速な通報を行います。</p> <p>救急車を適正に利用します。</p> <p>住宅用火災警報器の設置や、防火管理体制の充実強化等火災予防に取り組みます。</p> <p>地域の防災力向上のために、自主防災活動に参加・協力します。</p> <p>災害時の避難を地域で協力して行います。</p>
行政(市)	<p><b>防災対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海地震等の被災想定の見直し、防災体制の強化、避難マニュアルの整備等に取り組みます。</li> </ul> <p><b>救急体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士の更なる養成、AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含む心肺蘇生法等応急手当の普及啓発等を実施します。</li> </ul> <p><b>消防・救助体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場における指揮体制の充実、救助救出訓練の実施並びに消防団員の入団促進及び教育・訓練等を実施します。</li> </ul> <p><b>消防施設等の整備・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署所及び防災施設等の計画的な改修・整備、消防水利の確保、情報システムの整備等に取り組みます。</li> </ul> <p><b>市民・事業者における火災予防対策支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業所への防火指導、防災知識の啓発等を実施します。</li> </ul> <p><b>地域における防災体制の充実支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の活動支援、災害時要援護者の登録及び支援者の確保等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防・防災体制が整うことで、市民が安全・安心に生活を送れているかを見る指標です。</li> <li>・市民を対象に実施するアンケートで、市の消防・防災体制が、「安心」「ほぼ安心」と回答した市民の割合です。</li> </ul>		↑
人口10万人当たりの火災死者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口10万人当たりの火災による年間の死者数を指標としています。（焼死者数÷総人口×1万人）</li> </ul>	1.54人 [H22年]	↓
心肺機能停止傷病者の社会復帰率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急搬送された心肺機能停止傷病者搬送人員のうち、心原性（心臓に原因があるもの）かつ市民による目撃のあった症例の1か月後の社会復帰率を指標としています。</li> </ul>	3.9% [H22年]	↑

### 5. 分野別計画

尼崎市地域防災計画（S36年度以降毎年修正） 尼崎市水防計画（S26年度以降毎年修正）

## 施策18 【地域の歴史】

### 歴史遺産を守りいかすまち

市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、本市の歴史や文化財等の地域資源の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちをめざします。

#### 1. 課題と活用できる資源

##### [本市の課題]

- ・中世には港町、江戸時代には阪神間唯一の城下町として発展するなど、本市は弥生時代以来2000年以上にわたる豊かな歴史・文化がありますが、これらは市内外に十分には知られていません。
- ・歴史や文化財等の固有の地域資源をよりよい形で将来につないでいくためには、地域全体で保全活動等に取り組む必要があることから、地域の歴史に関する活動ができる環境や、子どもの頃から歴史を学ぶ機会を整えていくことが課題となっています。
- ・地域資源をいかしたまちづくりを進めていくためには、多くの人が思いを持ってかかわる必要があることから、地域に対する誇りや愛着を醸成していくことが課題となっています。

尼崎市内の指定・登録文化財数

区分	指定	登録	合計
国	10	9	19
県	11		11
市	39		39
合計	60	9	69

平成23年3月31日現在

##### [活用できる資源]

- ・市内に残る史跡・文化財、産業遺産、田能資料館等の文化財施設、地域の歴史を学び伝える市民団体やボランティア組織、歴史・絵画・工芸・考古・民俗・産業資料をはじめとする各種収集資料、市史等刊行物 など

#### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	地域の歴史について、市民が自ら学習する機会と場所があり、ともに学びあえる環境づくりを進めます。
(3) 地域の資源をいかし、活力あるまち	地域の歴史についての調査研究を進め、その成果を市内外に発信します。 尼崎市における歴史遺産を適切に保存するとともに、観光資源や学習の資料としての活用を進めます。 地域の歴史や文化財等の魅力をしっかり伝え、住んでいる地域や尼崎への愛着と誇りを育てます。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>埋蔵文化財の保全や地域の歴史に関する調査に協力します。</p> <p>地域ぐるみで史跡・文化財を守るとともに、観光資源として活用していきます。</p> <p>積極的に地域の歴史や文化財に触れる催しに参加します。</p> <p>地域の歴史に関心を持ち、数多くの史跡・文化財に触れる機会を通して、理解と愛着を深めます。</p> <p>特に将来を担う子どもたちに地域の歴史等の魅力をしっかりと伝えていきます。</p>
行政(市)	<p>地域の歴史の調査研究 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財の保全・調査、地域の歴史や文化財に関する調査研究・資料収集、調査研究成果の情報発信等に取り組みます。</li> </ul> <p>歴史遺産の保存と活用 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡・文化財・歴史資料等の各種収集資料の保存・公開、観光資源としての活用等に取り組みます。</li> </ul> <p>地域の歴史に関する学習機会の提供 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が地域の歴史や文化財に触れる機会の提供(歴史講座・見学会・体験学習会の開催等) 歴史学習に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携、市民が歴史を調べ学ぶことのできる拠点施設の整備等に取り組みます。</li> </ul> <p>住んでいる地域や尼崎への愛着と誇りを育てる ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や社会教育施設、市民グループ等との連携による歴史・文化に触れる学習機会や場の拡充等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
<b>主催事業の参加者数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財施設で1年間に実施した事業の参加者数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。歴史講座や体験学習会、展示会等を積極的に開催することにより市内外の人々や児童が身近に歴史や文化財に触れられる機会や場の拡充をめざします。</li> </ul>	8,042[人・年]	↑
<b>文化財施設の入館者数</b> (田能資料館、文化財収蔵庫、地域研究史料館の3施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財施設の1年間の入館者数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。学校教育との連携強化等により、市民が身近に歴史や文化財に触れられる機会や場の拡充をめざします。</li> </ul>	40,101[人・年]	↑
<b>ボランティア活動の参加者数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財や歴史資料の保存活用及び歴史学習に関するボランティア活動に参加した1年間の人数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。関心を高め、地域への理解を深めるために参加者の増加をめざします。</li> </ul>	126[人・年]	↑

### 5. 分野別計画

城内地区まちづくり基本指針(H20年度～)

## 生きる力をはぐくむ教育のまち

生きる力を備えた子どもをはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指す学校教育を展開するとともに、家庭、地域、学校園が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が整備・充実したまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・市民意識調査の結果等でも、より一層の学力向上に対するニーズが求められており、学習意欲の向上と確かな学力の定着に向けた取組が必要です。
- ・子どもの体力の低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組むことが必要です。
- ・社会環境やライフスタイルが急速に変化する中、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められています。
- ・子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、保護者や地域との協力・信頼のもとで、活力に満ちた学校園づくりに取り組むことが重要です。
- ・高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、それらは現在の耐震基準を満たしていないことから、その耐震性の確保が必要です。
- ・全国的に、子どもが被害者となるような天災や人災が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが課題です。

【質問】「あなたは、家でどのような勉強のしかたをしていますか」に対する回答(%)

	小6	中1	中2
出された宿題はきちんとやる	92.8	91.9	79.6
きれいな科目でもがんばってやる	82.7	81.7	65.9
家の人に言われなくても自分から進んで勉強する	64.8	59.3	42.0
授業で習ったことについて自分で詳しく調べる	32.0	35.0	21.9

平成22年度『学力・生活実態調査報告』から

#### [活用できる資源]

- ・学校施設・図書館・青少年教育施設等の施設、こどもクラブ、子どもにかかわるさまざまな市民活動や地域の人材、地域での事業者の多様な活動 など
- ・関連団体等（PTA、子ども会連絡協議会 等）

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	子どもが社会の一員として役割を果たすために必要な能力・態度を身に付けられるよう教育・学習内容を充実します。 子どもが思いやりの心を持ち、楽しみながら学校生活を送れるよう、心のケア・心の教育を充実します。 保護者・地域・学校間の信頼関係を深め、地域に開かれた学校園づくりを進めます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	健康診断や学校体育の充実、基本的な生活習慣の確立等を通じて子どもの健康な体づくりを進めます。 子どもが安全かつ快適に学び・遊ぶことができる環境を確保します。

### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間等に協力するとともに、さまざまな体験をする機会をつくります。</p> <p>子どもとのコミュニケーションを深め、子どもが基本的な食生活・生活習慣を身に付くように努めます。</p> <p>子どもが健やかに育つ地域環境を整え、必要に応じた対応を行います。</p> <p>子どもを対象とした地域の行事や活動を行うとともに、PTA活動や学校行事に参加するなど、地域全体で子どもと積極的にかかわりを持ちます。</p> <p>安全・安心な地域の中で、子どもが成長していけるように、防犯や交通安全に向けた見守り活動等を実施します。</p>
行政(市)	<p>教育・学習内容の充実 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性を引き出す教職員の指導力向上、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等に取り組みます。</li> <li>・子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観、勤労観・職業観等を身に付けられるよう、地域との連携を図りながら必要な取組を行います。</li> </ul> <p>子どもの健康な体づくり ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組みます。</li> <li>・地域で遊び、運動できる環境づくりを支援します。</li> </ul> <p>心のケア・心の教育の充実 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむ道德教育・体験的学習の充実に取り組みます。</li> <li>・規範意識をはぐくむとともに、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整え、いじめや不登校等の未然防止に取り組みます。</li> </ul> <p>地域に開かれた学校園づくり ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校に関する情報を積極的に発信するなど、学校と家庭、地域社会が連携した、開かれた学校園づくりに取り組みます。</li> </ul> <p>安全な教育環境の確保 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保、学校施設耐震化等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
学力調査における平均正答率の全国との比較(各教科の差)	・学力調査での平均正答率の全国との比較から、子どもの学力の状況を測る指標です。本市の子どもの学力を全国平均まで引き上げることをめざします。	小6 0.3~ 3.7 中1 0.4~ 3.8 中2 2.5~ 8.6 [ポイント]	↑
生活実態調査において「学校が好き」と回答した子どもの割合	・生活実態調査での質問「あなたは学校が好きですか」の回答状況から子どもの意識を確認する指標です。本市の子どもの学校に対する良好な意識の向上をめざします。	小6 86.3 中1 87.3 中2 78.8 [%]	↑
小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	・小学校5・6年、中学生が受ける8種類の新体力テストの平均得点から、子どもの体力・運動能力の現状を測る指標です。80点満点における全体平均得点の向上を目標に、当面は兵庫県平均値までの引き上げをめざします。	44.9[点]	↑

### 5. 分野別計画

尼崎市立学校施設耐震化推進計画(H18~27年度) 児童生徒の学力向上&学校活性化推進プラン(H19年度~)

## 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

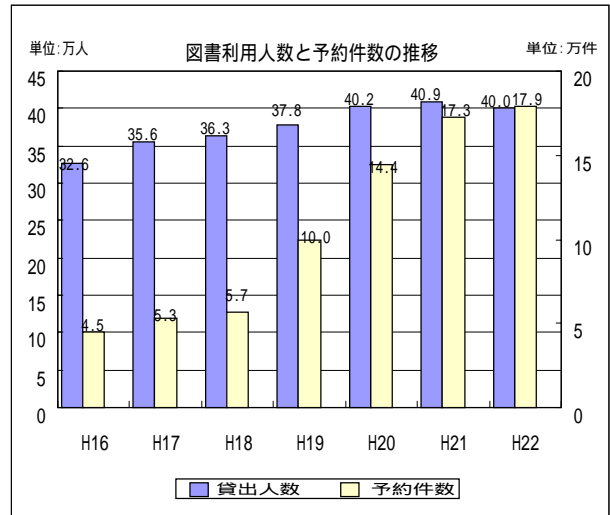
市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整え、るとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。

また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざします。

### 1. 課題と活用できる資源

#### [本市の課題]

- ・生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が高いことから、市民ニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するなど、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。
- ・地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力をまちづくり活動の中で発揮していただくことが大切です。
- ・市民の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。



#### [活用できる資源]

- ・公民館(公民館登録グループ)、図書館、地区会館、学校、社会教育関係団体、大学等の教育機関、NPOやボランティア団体、地区体育館、スポーツクラブ21、公園・子ども広場、民間のスポーツ施設、青少年体育道場、体育指導委員会、尼崎市体育協会、尼崎市レクリエーション協会、(公財)尼崎市スポーツ振興事業団 など

### 2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	生涯学習やスポーツ活動を通じた生きがいづくりや交流の促進に向け、市民ニーズに対応した学習や活動の機会を充実します。 生涯学習やスポーツ活動を担う人材を育成します。 生涯学習の成果が地域社会に還元されるしくみづくりに取り組みます。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	気軽に健康づくりができるように、運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。



### 3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>生涯を通じて、自ら学習に取り組み、自己の能力や生活の向上を図ります。</p> <p>学習活動の活性化に向け、市民学習グループ間で交流や連携に努めます。</p> <p>学習の成果や習得した知識を地域の中でいかすために、ボランティア活動等を行います。</p> <p>健康を意識しながら、積極的にスポーツ活動に取り組み、生きがい・健康・コミュニケーションづくり等を行います。</p>
行政(市)	<p>生涯学習やスポーツ活動の機会の充実と市民の生きがいや交流づくり ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、地域で活躍できる人材の育成、社会教育施設の有効活用等に取り組みます。</li> </ul> <p>生涯学習やスポーツ活動を担う人材の育成 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の活動を支える人材育成等に取り組みます。</li> </ul> <p>生涯学習の成果を地域社会に還元するしくみづくり ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を地域づくりにいかせるようなしくみづくり等に取り組みます。</li> </ul> <p>運動やスポーツによる市民の健康づくり ( )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる機会づくりや、情報提供等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
公民館の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の1年間の利用者数から、自主的、自発的な学習活動に対する市民等の関心の度合いを測る指標です。6公民館の機能強化を図り、社会教育の発展をめざします。</li> </ul>	466,844 [人・年]	↗
図書館図書の貸出冊数	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館等の1年間の貸出冊数から市民等の自己学習に対する関心の度合いを測る指標です。市民の読書活動の推進、課題解決、情報提供のためにさらに活用されることをめざします。</li> </ul>	1,551,700 [冊・年]	↗
健康を意識した運動やスポーツを心がけている人の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康のために意識的に運動やスポーツをしている人の割合から、市民の健康に対する関心の度合いを測る指標です。健康の維持・増進のために意識的に身体を動かす習慣のある人の割合の10%増をめざします。</li> </ul>	56.6[%]	↗

### 5. 分野別計画

あまがさき子どもの読書活動推進計画（H18年度～）、尼崎市生涯スポーツ振興計画（H22～31年度）

ありたいまちに向けた、各施策における「施策の展開方向」一覧（施策マトリックス詳細版）

	施 策	人が育ち、互いに支えあうまち	健康、安全・安心を実感できるまち
1	みんなの支えあいで地域が元気なまち	多様な主体で構成・運営されるコミュニティづくりを進めます。 市民の市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。 地域コミュニティ活動を担っていくリーダーや団体の育成を進めます。	防犯や防災、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安心・安全の地域社会の形成を促進します。
2	人権文化の息づくまち	自尊心や人権思想の普及・高揚を図り、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。 市民・事業者と行政の「協働」による人権教育の啓発活動への転換を図ります。 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。 男女が対等な立場で社会に参画する男女共同参画社会の実現をめざします。 平和を尊び願う心を育てます。	
3	環境と共生する持続可能なまち	環境保全・創造に取り組む人やグループの活動、それらをつなぐネットワークの形成を支援し、新たな人材の育成と活動の広がり、強化を促すとともに、一人ひとりの意識の醸成を図ります。	良好な生活環境を保全し、市民の健康を守ります。
4	安定した医療保険で市民生活を支えるまち		健診・保健指導を通じて生活習慣病の予防と重症化予防に取り組み、医療費の適正化をめざします。 国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。 国民年金制度の運営に当たっては、国等と連携し無年金者の発生防止に努めます。
5	地域の魅力を磨き、人を惹きつけるまち	地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携を促進します。	
6	安心して消費生活を送れるまち		市民自らが消費者問題についての知識と関心を持ち、自立した消費者となることを促します。 市民の消費者としての利益の保護に努め、安心できる消費生活の実現をめざします。 「安全・安心」な生鮮食料品の安定的な供給により、市民の食生活を継続的に支えていくことをめざします。
7	誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	地域福祉活動を担う新たな人材と組織を育てます。	人々が孤立することなく健康で文化的な生活が送れるよう、地域の多様な主体によって地域生活を支える福祉コミュニティづくりに取り組みます。 地域住民だけの解決が困難な問題に対する、専門機関が連携した支援体制づくりに取り組みます。
8	生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち		必要な支援を幅広く実施するため、よりよい相談窓口になるよう連携、充実に努めます。 まち全体で子どもの育ちを見守るため、児童虐待防止への啓発と相談窓口の周知を図るとともに、支援を要する子どもを早期発見し、適切な支援につなげるために、関係機関と連携した取組を進めます。 尼崎市要保護児童対策地域協議会において要保護児童等への支援体制の強化を図ります。 生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めるとともに、生活保護の適正化にかかる取組を進めます。
9	障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	窓口での相談体制を充実するとともに、複雑かつ専門的な支援が必要な場合に対応できるよう、関係機関のネットワークを構築していきます。 障害のある子どもが同世代の子どもたちとお互いに理解しあいながら、ともに成長し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会に参加できるまちづくりを進めます。	障害のある人の日常生活を支える障害福祉サービス等を充実します。 障害に応じた多様な働く場の確保に努めます。
10	高齢者が地域で安心して暮らせるまち	地域の自主的な保健・福祉の活動を促進し、連携しながら、地域の中で高齢者を見守ることができ体制づくりを進めます。 高齢者が地域社会とかわり、積極的に社会参加ができるまちづくりを進めます。	すべての市民が活力ある高齢期を過ごせるように、健康づくりや介護予防を推進します。 健康な高齢者も援護が必要な高齢者もともに安心して暮らすことができるようにします。

地域の資源をいかし、活力あるまち	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	施策	
風土や文化を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活性化を図る中で、地域の魅力を高めていきます。	シチズンシップ教育や地域活動団体のネットワーク化等を行い、自治によるまちづくりを継続していくしくみを構築します。	みんなの支えあいで地域が元気なまち	1
		人権文化の息づくまち	2
身近な自然や生態系を守り、生物多様性を保全します。運河、河川や緑地等、地域の資源をいかした水と緑の回廊をつくります。	地球温暖化を防止するため、温室効果ガスを削減し、低炭素型のまちづくりを進めます。自然環境の保全や循環型社会の形成に向けた取組を進めます。	環境と共生する持続可能なまち	3
		安定した医療保険で市民生活を支えるまち	4
地域の資源をいかした新たな魅力づくりに取り組みます。地域の魅力を磨き、市民が愛着と誇りを持てるまちをめざします。尼崎のまちの魅力を戦略的に発信し、イメージの向上を図ります。地域の資源をいかした市内外の交流を進めます。		地域の魅力を磨き、人を惹きつけるまち	5
		安心して消費生活を送れるまち	6
		誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	7
		生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	8
		障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	9
		高齢者が地域で安心して暮らせるまち	10

	施 策	人が育ち、互いに支えあうまち	健康、安全・安心を実感できるまち
11	いきいきと健康に安心して暮らせるまち	地域での健康づくりのための活動や食育のための活動に携わる人材が増え、活動が広がっていくようにします。 思春期における健康やこころの問題等について、心身両面にわたって支えていくとともに、子どもを産み、育てることができるような環境を整えます。	一人ひとりの健康づくりへの支援とともに、健康回復のための支援を行います。 適切な医療体制の確保に努めます。 食品等の安全性の確保等生活衛生対策に努めます。 非常時における健康危機管理体制の確立に努めます。 食の安全・安心に関する課題や食育・健康づくりの大切さを共有し、改善・解決に向けて取り組んでいきます。
12	健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	保護者や家族の果たす役割を認識し、家庭の子育て力を高めます。 保育事業、放課後児童対策等による支援を通じて子どもの健やかな育ちを支援します。 子どもは地域の一員であるということを認識し、地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えていきます。 子どもの社会参加を促し、豊かな人間性と社会性をはぐくみ、自立して生きていく力を高めるための環境づくりを進めます。	地域の子どもは地域で育てるという意識を高め、児童虐待の早期発見、非行化の防止や防犯につながる地域環境づくりを進めます。
13	地域経済の活性化による、にぎわいのまち	子どもたちや若い世代に、ものづくりの魅力を伝え、次世代を支える人材育成や技術の継承につなげていきます。	地域商業やコミュニティビジネス等、地域社会を支える事業活動を支援します。
14	能力をいかし、いきいきと働けるまち		企業等と就労希望者の双方のニーズを満たす雇用のマッチングに取り組みます。 就労希望者の就職力を高めるため、職業意識や知識、ビジネススキルの修得や向上を支援します。 企業の魅力や求める人材についての情報発信に努めます。 多様な働き方を認めあい、安心して働き続けられる環境づくりに努めます。
15	暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	市民自らが地域の住環境に関心を持ち、さまざまな年代・立場の人が日常的に交流し協力しあいながらまちづくりを進めていける環境づくりを進めます。	さまざまな年代・立場の人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保に向け、耐震化、バリアフリー化の促進や市民主体のルールづくり等に取り組めます。
16	安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち		道路・河川・上下水道施設等の社会基盤や都市機能施設を適切に整備・維持管理し、利便性と安全性を備えた空間を創出します。 防災や交通安全等についての情報発信・共有を進め、市民・事業者・行政が一体となって災害に強く安全なまちづくりを進めます。
17	消防・防災体制が充実したまち		東日本大震災の教訓を学び、市の防災対策を充実します。 大切な市民の生命を守るために、消防・救急・救助体制を充実します。 火災・災害に適切に対応するため、施設、設備（資機材）を整備し、消防・防災体制を充実します。 火災の発生防止、被害の軽減に向けて、市民・事業者における火災予防対策を充実します。 火災や災害等による被害の減少に向けて、地域における防火・防災体制を充実します。
18	歴史遺産を守りいかすまち	地域の歴史について、市民が自ら学習する機会と場所があり、ともに学びあえる環境づくりを進めます。	
19	生きる力をはぐくむ教育のまち	子どもが社会の一員として役割を果たすために必要な能力・態度を身に付けられるよう教育・学習内容を充実します。 子どもが思いやりの心を持ち、楽しみながら学校生活を送れるよう、心のケア・心の教育を充実します。 保護者・地域・学校間の信頼関係を深め、地域に開かれた学校園づくりを進めます。	健康診断や学校体育の充実、基本的な生活習慣の確立等を通じて子どもの健康な体づくりを進めます。 子どもが安全かつ快適に学び・遊ぶことができる環境を確保します。
20	生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	生涯学習やスポーツ活動を通じた生きがいづくりや交流の促進に向け、市民ニーズに対応した学習や活動の機会を充実します。 生涯学習やスポーツ活動を担う人材を育成します。 生涯学習の成果が地域社会に還元されるしくみづくりに取り組めます。	気軽に健康づくりができるように、運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

地域の資源をいかし、活力あるまち	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	施策	
		いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11
		健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	12
ものづくり産業の技術力や競争力を高めます。 多様な主体と事業者のつながりをいかし、事業活動を活性化します。 事業所の良好な操業環境の維持等、ものづくり産業集積の形成・保全等に努めます。	省エネルギーや環境に配慮した事業活動により、地域経済を持続可能なしくみに変えていく取組を支援します。	地域経済の活性化による、にぎわいのまち	13
		能力をいかし、いきいきと働けるまち	14
都市美形成の推進、景観資源の保存・活用や情報発信を行い、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちをめざします。	市民主体のルールづくりと公的な規制誘導等により、良好な住環境を次の世代に引き継いでいきます。 公園・市営住宅等について、長期的な視点に立って維持管理・整備するとともに、必要な更新を行います。	暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	15
	地域の特性に応じたルールづくりを進め、災害に強いまちづくりに取り組みます。 社会基盤の適切な維持管理や予防保全に向けた対策を講じることにより、ライフサイクルコストの低減を図ります。	安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	16
		消防・防災体制が充実したまち	17
地域の歴史についての調査研究を進め、その成果を市内外に発信します。 尼崎市における歴史遺産を適切に保存するとともに、観光資源や学習の資料としての活用を進めます。 地域の歴史や文化財等の魅力をしっかり伝え、住んでいる地域や尼崎への愛着と誇りを育てます。		歴史遺産を守りいかすまち	18
		生きる力をはぐくむ教育のまち	19
		生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	20



## 5. 計画における主要取組項目

この計画は、「策定の趣旨」で示したように、行政が施策として取り組むことを中心として、市民や事業者の皆さんができることなども含めてまとめたものですが、ここでは、「ありたいまち」に向けて取組を進めるに当たって、行政として特に力を入れて取り組むことを「主要取組項目」として示します。

### (1) 主要取組項目について

「ありたいまち」に近づいていくためには、各論で示したように、福祉や環境、教育などのさまざまな施策において、市民の生活を支えていくことを基本に、それぞれの取組を進めていかなければなりません。

一方、人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしの中で継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、そのような状態を将来にわたって持続させていくために、未来に向けて重点を置いた取組を進めることが必要です。

そこで、ここで示す主要取組項目は、まちの活力を高めるとともに、結果として市民全体の暮らしを守ることにつなげることを意図してまとめています。

「人が輝き、いきいきと社会に参画し、そして、人が活躍する場となる地域の活力を創っていく。」

こうした考え方のもと、それぞれが能力を高め、そして、その能力をいかす場があり、さらにそれらがまちの魅力や活力につながっていく中で、さまざまな立場の人がいきいきと暮らせるまちを築いていくことをめざします。

### (2) 主要取組項目の取り扱い

この主要取組項目をもとに、計画期間の各年度において、事務事業の選択や見直しを行い、効果的な施策展開を図ります。

### (3) 主要取組項目に関する施策間の連携

計画の推進に当たっては、それぞれの主要取組項目ごとに、施策体系マトリックスを見る中で、特に関連の深い施策において、施策間の連携を図ります。

**(なお、主要取組項目は、今後、各論の審議を経た後、最終的に整理した「施策体系マトリックス(詳細版)」(49~52ページ)の縦軸も考慮してまとめます。)**

## 1 人づくりと市民活動の振興

～「人が育ち、互いに支えあうまち」に向けて～

地域ぐるみで子どもの育ちを支え、子どもの生きる力や学力の向上を図る。  
地域コミュニティの活性化を支援するとともに、市民のまちづくりに資する能力の養成・向上を支援し、地域での活動につなぐ。

- ・子育てファミリー世帯の転出超過傾向や、ひとり親世帯の増加傾向等が見られる中、学校、家庭、地域、行政が連携することなどによって、人と人のつながりのある暖かい地域コミュニティの中で子どもが育つことは、保護者にとって安心であるだけでなく、未来を担う子どもがより社会性豊かに成長することや、「地域への愛着」をはぐくむことにもつながります。
- ・高齢化の進行や単身世帯の増加等が見込まれる中、多様なまちづくりの担い手が育ち、主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニティの形成は、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すものであり、地域福祉の充実にも寄与するものです。さらに、日常の地域でのつながりを強くすることは、防犯や防災、減災等、非常時の対応力を高めることにもなります。

## 2 市民の健康と就労の支援

～「健康、安全・安心を実感できるまち」に向けて～

生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する。  
社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立の支援に取り組む。

- ・要介護認定率や社会保障費に占める医療費の割合が高いなどの状況が見られる中、生活習慣の改善を啓発することなどによって病気の予防に取り組み、社会参画を阻害する要因を早期に排除するとともに、健康に関する意識の高揚を図ることは、市民生活の質の向上に大きく寄与するものです。
- ・若年層を中心に失業率が高い中、尼崎の産業資源をいかし、子どもや若年者が職業観を持つ機会を提供することや、雇用ニーズを考慮した職業意識の啓発・能力向上の支援、人材と企業のマッチング等により就労をサポートすることも、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。
- ・また、生活保護率が上昇傾向にある中、やむを得ず就労に至っていない人に対しても、ボランティア活動等を含めて何らかの形で社会にかかわる機会を提供することは、社会からの孤立を防ぐことや就労意欲を喚起することにもつながります。
- ・これらのことは、高齢化の進行により人口構成のバランスが変わっていく中で、ひいては、市民生活を支える各種制度等における支え手を増やすことにもつながり、全体として市民生活の安定化につながるものです。



### 3 産業活力とまちの魅力の向上

～「地域の資源をいかし、活力が生まれるまち」に向けて～

社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつなげる事業活動を支援する中で、地域内の経済循環を図る。

戦略的な情報の整理・構築・発信による「まちの魅力」の再発見・創出・向上を図り、尼崎の魅力を高める。

- ・産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、市民所得を向上させるなど、まちを元気にする重要な要素です。尼崎市では、産業構造の変化や経済活動のグローバル化に対応し、新たなニーズに応える付加価値の高い産業や環境負荷の低減に資する産業等が発展する素地があります。
- ・高齢化の進行や生活様式の多様化等により生活関連サービス等の地域でのニーズが高まっていく中、また、環境やエネルギーについて市民生活や地域レベルでの取組に関心が高まっていく中、このようなテーマに対応する事業活動が活発化し、さらには社会的企業の活動や起業が生まれることは、地域での経済循環の促進に寄与するものです。
- ・人口の社会減少、特に、子育てファミリー世帯の転出超過傾向が見られる中、すでにある地域資源や行政が持つ資源を洗い出し、その価値を高めるとともに、地域の魅力向上につながる情報へと編集すること、さらに情報の属性にあわせてターゲットを絞って市内外へ効果的に発信することは、尼崎市の魅力を高める重要なテーマです。このようなシティプロモーションの取組により、尼崎に住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思う人が増えることは、まちの活気につながるものです。
- ・そして、働く人やまちへの愛着を持つ人、また、来訪者が増え、まちの活力を高めることは、ひいては、尼崎に暮らし、活動する人々が潤い、よりよい暮らしを送ることにもつながります。

### 4 まちの持続可能性を高める

～「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」に向けて～

よりよい生活環境の創出に向けた取組を促進する。

公共施設の耐震化等に取り組み、まちの防災性を高めるとともに、再配置と機能向上を図り、持続的・効果的・効率的に市民の活動を支える。

- ・市民の活発な活動と、事業者、行政の取組により、尼崎市の環境は大きく改善されてきました。現在も、身近な環境の改善に向けた協働によるさまざまな取組が見られます。一方で、このような成果や取組が十分に知られていない面もあります。市民自らが、身近な地域の環境や景観等に意識を持ち、その保全活動に取り組み、良好な住環境をつくっていくこと、さらに、行政としてそのような取組が進むような条件を整えていくことは、よりよいまちを未来に引き継ぐことにつながります。
- ・大規模災害の発生が懸念される中で、安全性・防災性・公共性の視点を優先し、公共施設の耐震化等の取組により、将来にわたってまちの防災力を高めることは、市民生活の安全・安心とまちの持続可能性を高めるものです。
- ・また、人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源等が限られる中で、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。ファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに機能や利便性の向上を図ることは、市民活動の持続的な支援につながるものです。

## 6. 行政運営

### (1) 財政健全化の取組

#### 収入の向上に向けた取組

市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化等に努め、まちの発展や収入の確保を図ります。

また、税をはじめとした市の債権全般の効率的な管理や、課税における客体の把握、使用料等の公共サービスの受益に応じた負担の適正化等の取組を進めます。

#### 財政規律の確保

今後のさらなる高齢化の進行による社会保障費の増加や負債の償還に伴い、多額の収支不足が見込まれます。また、今後の社会経済情勢の先行きも不透明な状況にあります。

こうした中で、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、財政の収支バランスの改善による中長期的に持続可能な財政構造の構築に努め、自治体として自律的な運営を維持します。

#### 将来負担を見据えるとともに社会情勢の変化に備える取組

将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることはできる限り避けるよう取り組みます。

さらには、災害等の緊急的な財政需要にも対応できるよう、基金残高の確保に努めるなど、社会経済情勢等の変化に強い、弾力性のある財務体質への転換をめざします。

### (2) 行政改革の取組

#### 仕事に取り組む視点

「ありたいまち」の実現に向け、各論における「4. 各主体の役割」の記載をもとに、行政として、市民や事業者の力がより発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組みます。

#### 行政組織

円滑な計画の推進が図られるよう、必要に応じ組織の見直しを行います。

#### 職員の人材育成

市民とともに考え、行動できる職員の育成に取り組みます。

### (3) 情報発信と市民の市政参画の促進

#### 行政情報の発信

市民生活に必要な情報が、その情報を必要とする市民に伝わるよう、情報の属性にあわせた効果的な発信に努めます。

また、市政における課題や取組を共有できるよう、わかりやすい行政情報の発信に努めます。

#### 市民の市政参画の促進

市政運営において、市民からの意見や評価を取り入れることに努め、市民の市政への参画を進めます。

なお、具体的な取組については、別途、行政改革に関する計画を策定します。

## 7. 計画の推進

### (1) 施策の評価

「ありたいまち」に近づけていくためには、計画を推進していく中で、社会情勢や市民意識等を踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていくことが必要です。

そのためには、継続的に、各施策において「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要です。

#### 各施策における取組状況の把握

各施策における取組状況を把握するために、「施策評価」と「市民意識調査」により、毎年度「振り返り」を行います。

これらの結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者の皆さんと共有することに努め、その後のまちづくりにいかしていきます。

#### 施策評価

各施策でどのような取り組みが行われ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があるのかを振り返るために、毎年度、施策単位での評価を行います。

その結果をもとに、翌年度における施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存事業の改廃等の見直しに反映していくことにより、効果的・効率的な施策展開が図られるよう努めます。

#### 市民意識調査等

各施策に関する市民の意識や行動、また、施策に対する「重要度」や「満足度」等を把握し、施策展開の参考としていくため、毎年度、市民意識調査を実施します。

また、個々の事務事業に関しては、行政による評価を行うとともに、主なものについては市民目線での評価も行い、意見を踏まえて見直しにつなげます。

### (2) 施策の重点化等

ありたいまちに向け、全ての施策に資源を投入し、成果を向上させていくことが理想ですが、将来世代に過度の負担を転嫁しないためにも、財政的な制約を十分踏まえ、限られた資源を配分していく必要があります。

そうしたことから、毎年度の施策展開に当たっては、「施策評価」と「市民意識調査」の結果とともに、「5. 計画における主要取組項目」や、その他、緊急の対応を要する突発的な社会的課題等を踏まえ、総合的な視点から事務事業を選択していきます。

なお、公共施設等の社会基盤については、市民活動や経済活動等のさまざまな都市活動を支えるものであるとともに、防災面でも重要な役割を果たすものですが、その維持・更新等に関する投資的事業については、事業単位で複数年度にわ

たる取組が必要なものが多くあります。

こうしたことから、これにかかる事業量の調整については、別途、複数年度（3カ年程度）を見通した計画を立て、一定の予算枠を確保する中で、優先度の高いものから実施していくこととします。

## 8. 共通する基本的事項に関する考え方

### (1) 人口・交流人口

#### 記載項目案

- ・人口推移、推計人口（平成22年度国勢調査結果をもとにした推計）
- ・総数より年齢構成を重視
- ・まちの魅力の創出による交流人口の増
- ・基本計画に基づく取組を進めることで、結果的に高齢化の速度の緩和（人口構成のバランスの維持）や交流人口の増加を図ることを意図。

### (2) 土地利用

#### 記載項目案

- ・基本的な考え方
- ・用途別の考え方  
住宅地、工業地、住工複合地、商業・業務地、その他（公園・緑地、河川・水路、農地等）のそれぞれの用途地域の課題の改善や魅力の向上に向けた取組方向をまとめる。
- ・地域住民による取組の視点  
地域の住民や事業者による地域の課題解決や魅力の向上に資する取組（地区計画等）を支援し、地域魅力の創出を図る。